

令和6年 第3回定例会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 6年 9月 3日 開会

令和 6年 9月13日 閉会

大 樹 町 議 会

# 令和6年第3回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 常任委員会報告
- 第 7 発委第 2号 大樹町議会委員会条例の一部改正について
- 第 8 報告第 3号 令和5年度健全化判断比率について
- 第 9 報告第 4号 令和5年度資金不足比率について
- 第10 同意第 5号 大樹町教育委員会委員の任命について
- 第11 議案第 53号 大樹町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第 54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第13 議案第 55号 令和6年度大樹町一般会計補正予算（第4号）について
- 第14 議案第 56号 令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第 57号 令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第 58号 令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第 59号 令和6年度大樹町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第 60号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第 61号 工事請負契約の締結について
- 第20 議案第 62号 財産の取得について
- 第21 認定第 1号 令和5年度大樹町一般会計決算認定について
- 第22 認定第 2号 令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第23 認定第 3号 令和5年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第24 認定第 4号 令和5年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第25 認定第 5号 令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について

て

- 第26 認定第 6号 令和5年度大樹町水道事業会計決算認定について  
第27 認定第 7号 令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について  
第28 認定第 8号 令和5年度大樹町下水道事業会計決算認定について  
第29 監査委員審査意見書  
第30 決算審査特別委員会設置・付託  
追加日程第1 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広
総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢巖則
企画商工課参事	菅浩也
住民課長	牧田護
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	水津孝一
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	松久琢磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
会計管理者兼出納課長	楠本正樹
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾裕信

<教育委員会>

教 育 長  
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長  
社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長

沼 田 拓 己  
井 上 博 樹  
梅 津 雄 二

< 農 業 委 員 会 >

農 業 委 員 会 長  
農 業 委 員 会 事 務 局 長

穀 内 和 夫  
清 原 勝 利

< 監 査 委 員 >

代 表 監 査 委 員

北 林 博 美

○ 本 会 議 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長  
係 長

佐 藤 弘 康  
木 田 悟 史

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第3回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

1番 播間章浩君

2番 寺嶋誠一君

3番 辻本正雄君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会の報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員会委員長

去る8月26日、午後1時半から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので報告いたします。

本定例会の提出事件は、発委1件、報告2件、委員会の任命同意が1件、条例の一部改正が1件、計画の変更が1件、補正予算が5件、契約の締結が2件、財産の取得が1件、決算認定が8件、一般質問は5議員、5項目であります。

これらの状況を考慮し、検討した結果、会期については、本日9月3日から9月13日までの11日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしく願いをいたします。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

### ◎日程第3 会期の決定

#### ○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月3日から9月13日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日9月3日から9月13日までの11日間と決定いたしました。

### ◎日程第4 諸般報告

#### ○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より、報告させます。

佐藤事務局長。

#### ○佐藤議会事務局長

それでは、6月4日開会の第2回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法の規定に基づきまして、6月、7月、8月の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和6年第2回とかち広域消防事務組合議会臨時会が6月27日、帯広市において開催され、議長が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会を2回、経済常任委員会を3回、広報広聴常任委員会を2回開催、住民懇談会を実施しております。議会運営委員会につきましては3回開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

#### ○議長

以上で、諸般報告を終わります。

### ◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

それでは、令和6年7月31日開催の第3回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の令和6年度大樹町表彰式につきましては、開町記念日の10月1日に、学習センターオークホールで開催を予定しております。

表彰者につきましては、大樹町表彰条例に基づく被表彰者の推薦を受け、8月28日に、大樹町名誉町民等審査委員会を開催し、記載のとおりご決定をいただいております。

2番目のたいき未来共創会議の開催につきましては、8月21日に福祉センターにおいて開催し、8名の町民の方々と未来に向けたまちづくりについて意見交換を行っております。

3番目の協定の締結につきましては、8月29日に株式会社セコマとまちづくり連携協定及び災害協定を締結しております。

4番目の航空宇宙関連につきましては、株式会社スバルの無人航空機飛行試験などが記載のとおり行われております。

5番目の農作物の生育状況につきましては、畑作では、馬鈴薯が収穫期を迎えておりますが、雨不足などにより、例年より小ぶりの出来だと聞いております。

また、飼料作物は2番草の収穫が始まっております。

6番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札等により、工事請負契約3件、物品購入契約5件、財産処分売払い1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

7番目の人事関係、8番目のその他来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通し願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目、子ども交流プロジェクトについてですが、大樹町体験活動支援協議会主催の夏キャンプを記載のとおり実施しております。

2、優秀選手派遣についてであります。

(1) 第55回北海道中学校陸上競技大会が7月26日から函館市で開催され、大樹中学校3年生、木内基暉さんと引率者を派遣しております。

(2) 第13回日本リトルシニア東日本選抜野球が8月8日から埼玉県上尾市で開催され、とから帯広リトルシニア所属の大樹中学校3年生、佐藤永心さんと引率者を派遣して

おります。

(3) 第69回北海道吹奏楽コンクールが8月29日から札幌市で開催され、大樹中学校吹奏楽部の生徒21名と引率者、補助員を派遣しております。

結果につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3、銀河連邦子ども留学交流事業についてであります。8月6日から2泊3日の日程で相模原市で開催され、大樹小学校の児童4名と引率者を派遣しております。

4、その他会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

**○議 長**

以上で、行政報告を終わります。

播間章浩君。

**○播間章浩議員**

行政報告中、たいき未来共創会議の内容についてお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

**○議 長**

報告の範囲内ならよろしいです。

**○播間章浩議員**

8月21日、福祉センターにおいて、8名の参加において、未来共創会議が開催されたということですが、こちらにつきましては何回目の開催になるのかということと、メンバーにつきましては、毎回人が変わるのか、どのような方が参加されて、どのような未来の意見交換が行われたのか、主な内容についてお知らせいただきたいと思っております。

**○議 長**

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長**

たいき未来共創会議の関係でございますが、今回、8月21日に開催した未来共創会議につきましては、第3回目となります。

メンバーにつきましては、町民の中から無作為に300名を抽出いたしまして、会議の開催案内を送りまして、参加者を募るという方法を取っております。今回、第3回目の未来共創会議におきましては、これまで全世代別に案内を送っていたのですが、20代から40代の比較的若い年代で、子育てなどを行っている年代をターゲットに300人の方に案内を送りまして、100名が出席された形となっております。

その中におきまして、内容といたしましては、大樹町の課題解決に向けた意見を出し合っていたいただいて、大樹町の新たな魅力や価値をつくり上げていくということを目的としておりまして、今回出された意見につきましては、子どもが安心して活動できる居場所づくりですとか、子育てを大樹で育てていきたいと思える環境の整備、また、病児保育の設置、また、

若い世代だけではなく中高齢世代の支援などの意見が出された内容となっております。

以上です。

**○議長**

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

教育委員会の行政報告で2点伺いたいと思います。

1点目は、子ども交流プロジェクトについてであります。

8月24、25日に開催され、12名が参加していますが、この中で、スズメバチ対策についてどのような対応を取られていたのか、お聞きしたいと思います。

もう1点につきましては、8月30日の大樹高等学校オープンハイスクールなのですが、全国から実際の参加者は何名で、具体的にどのような成果があったのか、お聞きしたいと思います。

**○議長**

梅津社会教育課長。

**○梅津社会教育課長兼図書館長**

まず、1点目の子ども交流プロジェクトの夏キャンプによるスズメバチ対策の話だと思っておりますが、これにつきましては、一応スズメバチの巣などが事前に発見されていた場合につきましては巣の駆除を行っております。また、当日、スズメバチが出た際には、スズメバチ等の殺虫剤等を用いて駆除にあたっております。

以上です。

**○議長**

続いて、井上学校教育課長。

**○井上学校教育課長兼学校給食センター所長**

8月30日に大樹高校で行われましたオープンハイスクールの道外、管外の参加者の状況でございますけれども、道外からは2名、札幌から1名来られたということで聞いております。

また、オープンハイスクールの内容につきましては、授業を見たり授業を体験したり、部活の体験ということで、それぞれ体験授業。また、生徒会執行部によります学校の紹介ということで行ったと聞いてございます。

以上でございます。

**○議長**

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

子ども交流プロジェクトの関係なのですが、対策としては、巣を発見した場合に事前に駆除するということと、蜂が見つかった場合に殺虫剤で駆除をするということなのですが、例

えば刺されることを想定して、例えば飲み薬、それから毒素の吸い出しの器具など、ほかの対策は全く取っていなかったということの理解でよろしいですか。

○議 長

梅津社会教育課長。

○梅津社会教育課長兼図書館長

今のご質問につきましては、対策等は、それについては取っておりません。

以上です。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

これ以上中身のことはお聞きませんが、今、現状としては、町内で団体職員が痛ましい事故もありました。そういう意味で言いますと、今後は、さらなる対策を取ることが、生徒の事業だけでなく、町の対策が必要だと思いますので、改めて機会を見て一般質問で伺いたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

人事関係についてお伺いしたいと思いますが、よろしいですか。

○議 長

報告の範囲内ならば許可いたします。

○安田清之議員

人事関係です。病院の藤岡先生が退職されました。それについては、個人の自由ですから、退職は仕方ないにしても、大樹の病院の先生は間に合うのかどうか、今は3名おります。3名でずっとやれるのかどうか、ここら辺を含めて、今後のことを含めて、人数が足りているのか、このまま持続していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町立病院の常勤医が今現在3名ということでございまして、3名でシフトを変えまして、支障はないということで運営しているのですが、3名でぎりぎりだということございまして、1名補充したいということで、今、募集をかけています。地域医療財団あるいは個人的なお付き合いの中で、誰かおりませんかというようなことでの募集をかけて、医療財団のほうは札幌にございまして、地域の先生方の紹介をしていただける場所でございますので、こちらのほうにも1人お願いしたいということで、今、募集をかけているところでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

3名で今現在はやっていると。そういう財団にお願いし、先生をお願いをします。

採用するとき、十分その方の経歴等もお調べいただくようお願いしたいと思います。先生だからと、ただ採用するということなく、やっぱり内申書、いろいろなことも含めて検討をしながら採用するのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

行政報告の中での会議出席で、8月1日、北海道家畜バイオガスプラント推進協議会の総会に出席しておられますが、この総会の構成メンバー、そしてメンバーというか団体、それと、今年度の活動内容についてお聞かせしていただきたいと思います。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

北海道バイオガスプラントの事業推進協議会総会の関係です。

こちらは、道内19自治体、それと4件の法人会員、3件の個人で構成してございます。

目的としましては、家畜ふん尿に由来するバイオガスプラントの調査・研究、情報交換が主な内容となっております。事業としましては、ガスプラントの研修会、情報交換、国への要請活動となっております。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

十勝のバイオガспラントの推進協議会もあったと思うのですが、これとはまた別、全道の、十勝は解散したと思っているのですが、十勝はどうでしょうか。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

十勝にもあるのですけれども、ちょっとこれとは別でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

発言なしと認めます。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日9月4日正午までといたします。

#### ◎日程第6 常任委員会報告

○議 長

日程第6 常任委員会の報告を行います。

調査が終了しておりますので、委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、杉森俊行君。

○杉森俊行総務常任委員会委員長

それでは、総務常任委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事件名は、町有財産及び教育財産における未使用の土地と施設の管理についてであります。

第6期大樹総合計画を初め、各種計画に基づくハード事業の実施に関し、その基礎となる町有地、町有施設の管理状況と今後の利用計画等を把握することを目的といたしました。

調査年月日、調査施設場所、参加者、調査方向については、記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、考察について報告いたします。

今回の調査の結果、担当部署において、所管する施設・施設用地の把握と管理に不十分なところが散見され、今後の利用計画も進んでいないことが明らかとなりました。町有財産は、定期的な巡回と適切な時期または回数で草刈り等で管理することが基本であることから、現行管理の見直しを求めたところ、担当部署からは、調査の上、迅速に対応したいとの回答がありました。

今後、施設の利用については、存続すべきと認められる施設については、定期的な保全管

理計画を立て、長寿命化を柱として、建て替え、民間への譲渡、複合化・広域化のいずれかの方向性を示すとともに、老朽化が著しいが町民サービスを行う上で廃止できない施設については、周辺の施設の立地条件を踏まえながら、町民の意向を反映させる形で、施設の統合や機能の複合化により、効率的な施設の再配置と再整備を促進し、老朽化した公共施設で利用しない建物は、町民への丁寧な説明と理解を得た上で取り壊しを進めていく必要があります。

時代とともに変化していく行政活動の町民ニーズに応えるために、第6期大樹町総合計画を基に、慎重かつ迅速に協議を進めていくことを期待します。

本調査は、定期的、継続的に実施していく必要があると委員会全員一致の認識でありますので、今後も町側において適切な施設・施設用地の管理をお願いするものであります。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

#### ○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

次に、経済常任委員会委員長、志民和義君。

#### ○志民和義経済常任委員会委員長

それでは、経済常任委員会所管事務調査の報告を行います。

調査事件名は、大樹町起業家等支援事業の運用についてであります。

平成27年度から実施している大樹町起業家等支援事業の運用状況等について調査を行い、現況の確認をして、今後の支援事業の在り方について検討することを目的としました。

令和6年6月26日水曜日に担当課より説明を受け、調査を実施しております。なお、調査参加者は記載のとおりです。

調査報告ですが、事業の現況と課題については、報告書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただき、まとめについて報告いたします。

今年度で事業期間の2期目(10年)が終了し、新規分野での事業活動や空き店舗の活用、商店街の活性化(シャッター街の解消)という面で非常に有効的な事業だったと感じた。3期目に向け、事業内容を検討する中で、③考察で記載した町外者の移転や法人事業者の役員兼務、年齢制限等の支援対象者の見直しやソフト事業の補助対象経費の支援など、今後さらに移住者の促進、雇用の促進、企業誘致、従業員の定住化等の支援も必要と予想されるため、より一層の支援を行うことが重要であり、全体的な視野で利用しやすく分かりやすい新制度の検討に期待したい。

以上、経済常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

#### ○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

#### ◎日程第7 発委第2号

○議 長

日程第7 発委第2号大樹町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員会委員長

ただいま議題となりました発委第2号大樹町議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回、改正は、委員会委員長及び副委員長の選任方法を変更するものであります。

それでは、条文の朗読を省略し、条文に沿って要点を説明させていただきます。

次の表の(改正前)の欄に掲げる規定を(改正後)の欄に掲げる規定に改正するものであります。

なお、条例等にずれが生じるものを改正、字句の表現方法を改めることにより、改正など、規定している内容に変更がないものにつきましては説明を省略させていただきます。

1 ページ、第7条、委員会の委員長及び副委員長の選任についての規定でございます。改正前は、委員長及び副委員長は、委員会内において互選しておりましたが、これを議長が該当する委員の中から選任することに改めるものでございます。

さらに、閉会中におきましては、議長が会議に諮ることなく、委員長及び副委員長を選任することができる規定を新設するのであります。

また、同条例第3項に、閉会中に議長が委員長及び副委員長を選任した場合は、会議において報告しなければならない規定を新設するものであります。

附則になりますが、施行日につきましては、公布の日から施行することとしています。

以上、提案に関わる説明とさせていただきます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程の議決

○議 長

お諮りします。

発委第2号が採決されましたので、本日の日程に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任についての件を追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任についての件を本日の日程に追加することに決しました。

#### ◎日程第8 報告第3号及び日程第9 報告第4号

○議 長

日程第8 報告第3号令和5年度健全化判断比率について及び日程第9 報告第4号令和5年度資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告の内容の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題とされました報告第3号令和5年度健全化判断比率について並びに報告第4号令和5年度資金不足比率について、内容のご説明を申し上げます。

最初に、報告第3号令和5年度健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算数値に基づき各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつ

けて議会に報告し、公表しなければならないとされております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目となっております。

まず、実質赤字比率は、一般会計が黒字であることから算定されません。連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び4特別会計が黒字であること、病院、水道及び下水道事業会計における資金不足が発生していないことから算定されません。実質公債費比率は、前年比増減なしの9.5%、将来負担比率は、前年度対比9.5ポイントマイナスの7.9%と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

次に、報告第4号令和5年度資金不足比率についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

この比率の算定対象は公営企業であり、本町においては、水道、病院及び下水道事業が対象となりますが、3事業会計とも資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は算定されません。

健全化判断比率と資金不足比率の内容につきましては、去る7月30日、監査委員への説明と内容の審査をお願いし、8月16日に意見書をいただきましたので、これを付してご報告を申し上げます。

**○議 長**

これをもって、報告の内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号及び報告第4号を終了いたします。

**◎日程第10 同意第5号**

**○議 長**

日程第10 同意第5号大樹町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

**○黒川町長**

ただいま議題となりました同意第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案を一部朗読させていただきます。

大樹町教育委員会委員のうち一戸勉氏は、令和6年9月30日をもって任期が満了するので、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

後任につきましては、引き続き一戸勉氏にお願いするもので、お住まいや生年月日は記載のとおりであります。

任期は、本年10月1日から令和10年9月30日までの4年間であります。

一戸氏におかれましては、お人柄も温厚であり、幅広い視点から教育行政に対してご意見をいただける方として高く評価をさせていただいておりますので、今回、ご提案を申し上げたところでございます。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議いただき、同意賜りますようお願いを申し上げます。

**○議 長**

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

本件につきましては、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、同意第5号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

**◎日程第11 議案第53号**

**○議 長**

日程第11 議案第53号大樹町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

**○黒川町長**

ただいま議題となりました議案第53号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正をお願いするもので、水道法の一部改正を含む生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月に公布され、本条例で定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、改正が必要なことから、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

## ○議 長

奥建設水道課長。

## ○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第53号を条文に沿いまして説明させていただきます。

なお、説明は条項ずれ、文言の整理については説明を省略させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第3条は、布設工事監督者の資格についての規定でございます。

同条第1号は、改正後にて、学校教育法による「大学」に、「旧大学令による大学」を追加し、卒業後の実務に従事する年数を、改正前の「2年」を改正後は「3年」とし、その技術上の従事する部門に工業用水道、下水道、道路または河川を含めるものです。

また、経験を有する者として、「1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る」を付するものとなっております。

続いて、第2号は、改正後にて、第1号と同様に「旧大学令」を追加し、機械工学科若しくは電気工学科の卒業後の実務に従事する年数を、改正前の「3年」を改正後は「4年」とし、経験を有する者として、「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を付するものとなっております。

次ページをお開きください。

第3号は、改正後にて、「短期大学に同法の専門職大学前期課程を含むこと」と、「旧専門学校令による専門学校」を追加し、経験を有する者として、「2年6か月以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る」を付する内容となっております。

続いて、改正後の第4号は、全文追加となっております。

内容は、短期大学等において機械科若しくは電気科またはこれに相当する過程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、3年以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限るを追加してございます。

次に、改正前の第4号は、改正後にて、「旧中等学校令による中等学校」を追加し、経験を有する者として、「3年6か月以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る」を付するものとなっております。

続きまして、改正後の第6号は、全文追加となっております。

内容は、高等学校等において機械科若しくは、次ページに移りまして、電気科またはこれ

に相当する課程を修めて卒業した後、8年以上の水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、また、4年以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限るを追加してございます。

改正前の第5号は、改正後にて、実務に従事した経験を有する者に、5年以上の水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限るを付する内容となっております。

続いて、改正前の第6号は、改正後にて、卒業者の実務に従事した経験について、同条第1号において、改正前の「1年以上」を改正後は「2年以上」とし、第2号においては、改正前の「2年以上」を改正後は「3年以上」と改め、経験を有する者に、第1号は1年以上、第2号は1年6か月以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限るを付している内容となっております。

次に、改正前の第7号は、改正後にて、実務に従事した経験を有する者に、最低経験年数の2分の1以上、上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限るを付するものとなっております。

次ページをお開きください。

改正前の第8号は、改正後にて、選択科目の水道環境を削除し、経験を有する者に、6月以上の水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限るを付するものとなっております。

次に、改正前の第9号は、改正後において、水道技術管理者の資格を有する者を削除し、建設業法施行令の規定による1級土木施工管理の技術検定の合格者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、また、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限るを付するものとなっております。

続いて、第4条は、水道技術管理者の資格についての規定でございます。

改正前の第1号は、改正後にて、施設工事監督者たる資格を削除し、前条の第1号、第3号または第5号の規定する学校において、所定の工学科を卒業し、第1号は3年以上、第2号は5年以上、第5号は7年以上の実務に従事した経験を有する者と改めるものでございます。

ページを2ページへお進みください。

改正後の第7号は、全文追加となっております。

内容は、技術士上下水道部門に合格した者で、1年以上の水道に関する技術上の実務に従事した者としてございます。

続いて、改正後の第8号も全文追加となっております。

内容は、1級土木施工管理に合格した者で、3年以上の水道に関する技術上の実務に従事した者としてございます。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この条例の一部改正につきましては、改正前に比べて、監督者の経験年数を延ばす等、資格等の取得の関係で若干厳しくなったと理解をするものであります。

それで、第4条の改正案も第3条の改正案同様に、経験年数が9年以上までとなっていますが、現行で大樹町には、この基準を満たす該当職員は何名程度在籍されているのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

現在、建設水道課に配属する技術者としましては4名ほどおります。この法改正により、第3条に規定します水道布設工事監督者に該当する者が3名、また、水道技術管理者については2名程度になるかと想定してございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 2 議案第 5 4 号

○議 長

日程第 1 2、議案第 5 4 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 5 4 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更をお願いするもので、対象地区は浜大樹地区であります。晩成温泉改修の件で北海道と協議を進めておりましたが、協議が整ったことから、今回ご提案するものであります。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第 5 4 号につきましてご説明いたします。

別紙の総合整備計画書に沿ってご説明いたします。

計画書の 2 ページの 3、公共的施設の整備計画をご覧ください。

アンダーラインがついている部分に変更部分でございます。産業振興施設晩成温泉ですが、当初計画では、事業費を実施設計と改修費用を合わせて計 1 億 5,000 万円としておりましたが、改修費用が実施設計段階で 1 億 9,607 万 5,000 円と当初予定を大きく上回ることから、実施設計費及び改修費をそれぞれ設計費ベースに変更し、事業費を 5,601 万 9,000 円増の 2 億 601 万 9,000 円に変更するとともに、財源内訳、辺地対策事業債の予定額をそれぞれ記載のとおり変更するものでございます。

この変更に伴い、集会施設から道路までの整備計画合計は、事業費 6 億 3,176 万 9,000 円、財源内訳では、一般財源 4 億 2,485 万 9,000 円、辺地対策事業債の予定額を 4 億 1,350 万円に、それぞれ変更するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

説明はいろいろ受けておりましたが、中身については変更はないのかどうか、一つお願いいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

晩成温泉の改修の件でございますけれども、中身については変更はございません。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

これだけ高騰したからということで解釈をしていいのか、資材が高騰したから、積算根拠が間違っていたのか、そこら辺のことはどうなのか、お聞かせをいただきたい。これだけ上がるということは、根拠が甘かったのか、それとも改修する資材の高騰が読み切れなかったということなのかどうかをお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

当初予定していたものから上回った理由についてです。

大きく三つあるかと思っています。一つ目が、やはり資材高騰についてです。当初予定したことから、実施設計期間を経まして、やはり資材の高騰が想定したより高くなっているというのもございます。

また、今年度から建設業法の改正がありまして、週休二日制の導入による適正工期の考え方が変わりまして、経費のほうの上昇しているということが二つ目になります。

また、委託調査の段階で、アスベスト調査を実施させていただきました。当初、アスベストを含むかどうか不明のような状態で積算してございましたので、その調査の結果、一部資材にアスベスト含有が確認できましたので、積算方法も変わりまして、事業費の高騰につながって、この三つの要素が挙げられるかと思っています。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第55号

○議 長

日程第13 議案第55号令和6年度大樹町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第55号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町一般会計補正予算(第4号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ9,797万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億5,199万7,000円とするとともに、債務負担行為の追加を行うものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第55号令和6年度大樹町一般会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。

最初に、資料で説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

歳出でございますが、4ページから5ページ上段にかけて、総務費です。総務費全体で5,065万9,000円の増。まず、移住促進事業、需要費から使用料及び賃借料まで24万4,000円の増、財源は全て一般財源で、ワーキングステイ住宅1戸を整備し、管理する費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、大樹町地域おこし協力隊設置事業、旅費と使用料及び賃借料で46万7,000円の増、財源は全て一般財源で、地域おこし協力隊員2名の活動費用について、旅費は、出張

等が当初の見込みを上回り、予算が不足することから、使用料及び賃借料は、新たに編集用のソフトウェアを使用する費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、コミュニティバス運行事業、役務費から公課費まで671万5,000円の増、財源は全て一般財源で、令和4年12月から運行を開始した当事業でございますが、乗車人数の増加により、現行車両では運行に支障を来す日もあり、町民の認知度も上がり、今後も人数増が見込まれることから、14人乗りの車両1台を購入するため、予算の計上をお願いするものです。

なお、購入費用の一部は、来年度、町からの申請に基づき、国から補助金が交付される予定でございます。

次に、電算システム整備事業、役務費から負担金、補助及び交付金で4,243万3,000円の増、財源は特定財源、その他デジタル基盤改革支援補助金3,963万1,000円と、一般財源280万2,000円で、役務費及び委託料は、国が主導する令和7年度末までの基幹業務システムの標準化・共通化に向け、総合行政情報システム改修の費用並びにシステムデータの移行先であるガバメントクラウドとの通信費用について予算計上するものでございます。負担金、補助及び交付金は、国の地域活性化起業人制度を利用し、基幹業務システムの標準化などを含め、行政のDX推進をさせるべく、ノウハウを持つ企業と協定を結び、IT人材1名を派遣していただくための費用について予算の計上をお願いするものです。

なお、この費用につきましては、1名当たり年間560万円を上限として、国から特別交付税で措置されます。

5ページに移りまして、町税還付金、償還金、利子及び割引料で80万円の増、財源は全て一般財源で、当初の見込みより還付が多く、予算が不足することから計上をお願いするものです。

次に、民生費です。民生費全体で2,353万7,000円の増、介護老人福祉対策事業、繰出金で16万8,000円の増、財源は全て特定財源、国、道支出金、低所得者介護保険料軽減負担金で、前年度の介護保険事業の精算に伴うもので、介護保険会計への繰出金について予算計上するものでございます。

次に、心身障害者福祉事業、償還金、利子及び割引料で2,300万5,000円の増、前年度の障害者自立支援給付費などの実績確定に伴い、国や北海道からの超過交付分を返還するものでございます。

次に、児童保育一般経費、償還金、利子及び割引料で1万7,000円の増、財源は全て一般財源で、子育てのための施設等利用給付交付金について、超過交付分を国及び道に返還するものでございます。

次に、学童保育所運営事業、公債費と負担金、補助及び交付金で34万7,000円の増、財源は全て一般財源で、パートタイム会計年度任用職員2名の時間外勤務時間拡大に伴う市町村職員共済負担金と福祉協会負担金の費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、農林水産業費です。農林水産業費全体で1,684万8,000円の増、強い農業づくり事業、負担金、補助及び交付金で613万8,000円の増、財源は全て特定財源、国、道支出金、強い農業づくり事業補助金で、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の実現に向けて、必要な農業機械を導入し、経営改善に取り組む農業者を支援する当該事業において、当町の生産者の事業計画が補助金の交付決定を受けたことから、町からの補助金について予算計上するものです。

次に、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業、負担金、補助及び交付金で1,071万円の増、財源は全て特定財源、国、道支出金、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金で、畑作産地で病害の抑制と生産拡大の両立、労働負担の軽減などの取組を支援する当該事業において、大樹町農業協同組合生産者の事業計画に対して補助金の交付決定があったことから、町からの補助金について予算計上するものでございます。

次に、6ページに移りまして、商工費です。商工費全体で642万1,000円の増、地場産業振興奨励事業、負担金、補助及び交付金で125万6,000円の増、大樹町の地場産業の育成を図り、地域活性化の推進を図ることを目的とする当該事業ですが、既に2件の申請に対し交付決定を行い、新たに2件の申請があることから、この分の補助金について予算計上をお願いするものです。

次に、起業家等支援事業、負担金、補助及び交付金で253万円の増、財源は全て一般財源で、当初2件分の補助を見込んでおりましたが、現在3件の交付申請があることから、不足する分について予算の計上をお願いするものです。

次に、観光振興対策事業、工事請負費で263万5,000の増、財源は全て一般財源で、冬のワカサギ釣りのために町で整備したホロカヤントー接続通路に、利用者の安全性を確保するため、階段及び手すりを設置する費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、教育費です。教育費全体で51万2,000円の増、学校管理費（小学校）、役務費で38万3,000円の増、財源は全て一般財源で、小学校敷地内で立ち枯れしている樹木を伐採する費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、給食調理事業、役務費で12万9,000円の増、財源は全て一般財源で、南十勝複合事務組合の10月からの持ち込みごみ有料化に伴い、廃棄物処理手数料の予算の計上をお願いするものです。

以上、合計補正額9,797万7,000円の増、財源は特定財源で、国、道支出金が1,701万6,000円、その他が3,963万1,000円、一般財源が4,133万円と、それぞれ増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額82億5,402万円、補正額、2款総務費から10款教育費まで9,797万7,000円の増、補正後の歳出合計83億5,199万7,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額8億2,402万円、補正額、15款国庫支出金から21款諸収入まで9,797万7,000円の増、補正後の歳入合計8億3,199万7,000円となるものでございます。

続いて、第2表、債務負担行為補正を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

内容は、債務負担行為の追加でございます。教育費、教育振興事業で実施しております大樹高等学校の入学時補助金と海外見学に伴う費用に対する助成につきまして、令和7年度入学生分として、起債の期間及び限度額で追加をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第55号の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括して、これを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり議事を進めます。

初めに、事項別明細書12ページから13ページ、2款総務費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

企画費の委託料のデザイン制作業務の1,307,000円なのですが、コミュニティバス運行事業に関連するものであると理解するのですが、デザイン制作というのはどんなことで、支出の根拠についてお聞きしたいと思います。

**○議 長**

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長 地場産品研究センター所長**

デザイン制作業務の件でございますけれども、コミュニティバスを購入した際に、コミュニティバスの外装にラッピングを施工するという内容でございまして、それとデザイン料も含めた形での金額となっております。

以上です。

**○議 長**

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

13ページの使用料及び賃借料で、テレビ受信料で8,000円というのがあるのですが、何台分をあれしているのか、8,000円。何台なのか、1台なのか2台なのか。多分NHKの受信料を含めて言っているのだと思うので、その部分を教えてください。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

テレビ1台分でございます、月1,100円の7か月分を見込んでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

NHKの受信料は1,700円、1,100円。これ民間と違うのか。民間で取られている金額と町が取られている金額は同じではないのかと聞いている。一般的には2,000幾らではないか、NHK受信料。それが1,000何ぼと、何かがあってそうなのか教えてください。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

受信料の契約方法として、2か月払いとなると2,200円。6か月前払いとなると6,309円、12か月前払いとなると1万2,276円というような料金体系となっております、今回、7か月分、年度、3月までの分としておりますので、一月当たり1,100円の7か月分としております。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

1年分予算を取って払ったらまだ安くなるのだね。何でそんな中途半端なことしてるのか。予算計上するのだから、予算のときに1年分をぼんと載せなさい。いいですか、町長、載せる、載せないは。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今回、ワーキングステイ住宅ということでありまして、年中びっちり入っていればいいのですけれども、そうでないときもあるということもありまして、まずは年度内分ということではありますが、新年度においては、一番有利な方法での予算計上にしたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

13ページの旅費です。41万円補正が上がっております。地域おこし協力隊の旅費ということなのですが、地域おこし協力隊、人が増えていろいろな活動をされているのですが、なかなか正直、活動内容がわからないというか、目に見えないところがありますけれども、もともと旅費も計上されていたと思いますけれども、さらに補正ということで、どのような旅費に当たるのかということ。財源につきまして一般財源でという形になっております。協力隊の活動費については、国から交付金が受けられるという理解でいるのですが、これも対象になるのか、ならないのかということを確認したいと思いません。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

地域おこし協力隊の旅費に関してですが、年度当初、本来ならば活動費として満額予算計上している場合と、まず、現時点、当初予算ベースでは、確定している分だけ予算計上しているというときもありまして、特別交付税の範囲内で旅費も認められておりますので、その分について、今回、当初予算で見えていなかった分、例えば移住フェアの参加の旅費ですとか、スペースコタンに派遣している地域おこし協力隊で東京等への出張旅費なんかを今回補正で見させていただいたということでございます。

○議 長

いいですか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今回の補正について、特別交付税の対象になっているものになるのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

申し訳ございません。説明漏れでございました。旅費につきましても特別交付税の対象となっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

13ページの総務管理費、電子計算機の補助金なのですが、地域活性化起業人制度負担金280万円については、当初計画ではなかった新しい項目なのですが、その支出理由をお聞きしたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

まず、起業人制度を利用した部分でございますけれども、まず、当町のほうでデジタル人材と呼ばれる職員が不足しているという部分が一つでございます。また、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、来年度に向けて総合行政システムの標準化を控えておりまして、今、国のほうでもいろいろと係る費用とか、導入後にランニングコストとかも示されていますが、なかなか専門的な知識がないと分かりづらい部分もあります。そういった部分で、デジタル人材1名を派遣していただきまして、不足している部分に対してアドバイスをいただきたいと思っております。標準化のほうは、今回、ご予算をお認めいただければ、9月早々に取りかかりたいと思っております。そういった部分に関してのいろいろとご助言をいただくために、年度途中であります。10月から3月までの分として、この予算を措置させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

事業の必要性から人材を1名派遣してもらうということは、これが通れば、結果的には10月から配置されるという認識でよろしいですか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

そのとおりでございます。常時という形ではございません。一月何十時間ということで、30時間以上と聞いていますので、そういった中で、こちらに来られる、もしくはネットワークを通じて回答という形で運用を図ってまいりたいと考えてございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、12ページから15ページまで、3款民生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

15ページの還付金、利子及び割引料、これは、前年度国庫精算分というような形なのですが、大きな金額なのですが、確定と、毎月計算をしているのかしてないのか。多分請求して、国から補助金が来てやるものだと解釈するのですが、どこかに整合性がないのかあるのか、計算ミスなのか、何でこんなに大きな数字が出てくるのか、中身についてお聞かせください。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

償還金、利子及び割引料の金額が高いのではないかとこの部分でございまして、大きくは、3番目の障害者自立支援給付金負担金の還付1,700万円のことだと思うのですが、計算ミスではなくて、令和4年度と令和5年度の収入のほうの予算では、令和5年度のほうが約500万円ほど高く見ておりました。決算につきましては、令和4年度と令和5年度を比較すると400万円弱が低く決算として、結果になってしまったものですから、合わせますと900万円弱の部分が今回、令和5年度の部分については返すことになったということで、前年度も800万円ほど返しておりました、昨年と比較しましても800万円から900万円ぐらい多くなっているのが現実でございまして。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

僕が今聞いたのは、一月ずつ計算するのでしょうか、該当する人、違うのか。計算方法があるのでしょうか。それを毎月月末に打って国庫に請求をするわけでしょうか。そしてお金が返ってくるのでしょうか、要は町に。それがどういう形できちっとされているのかという、これだけの差異があるということは、各事業所等々の、民間もあるように聞いておりますが、現実的に随分多いものですから、どういうシステムで、どういうふうな計算で国庫に請求をしているのか、お聞かせをいただきたいということを言っている。意味わかりますか。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるとおり毎月の精算というのはやっております。主に扶助費なのでけれども、年度末まで支出がどの程度出るかというのは見えないものですから、予算については、当初多めに見たものを3月いっぱいまでずっと持っていたものですから、この部分で金額も多くなって、精算ということになっている状況で、毎月精算というのは、請求もしてご

ざいます。

○議長

安田清之君。

○安田清之議員

意味は分かった。人数がいて、国庫に請求して、増えたりすると困るから若干多めにやっていますと。それで、3月31日で精算をして国に出すと。だから、超過分は返納しなければいけないという意味でいいのですね。

○議長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、14ページ、15ページ、6款農林水産業費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、14ページから17ページ、7款商工費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

18節負担金、補助及び交付金、何件で、どういう業種の方なのか。予算についてもああだこうだ言いませんので、どういう業種、どういうことをされて、どこでやられるのか、お聞かせをいただきたい。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

18節で、地場産業振興奨励補助金と起業家と二つありますので、二つともご説明したいと思います。

まず、地場産業奨励の件でございますが、今回、新たに2件の申請がございまして、この分につきましては、まず、町内で、日方地区で羊肉の加工場をつくるというような部分で、その分の補助金として75万6,000円を地場産業奨励のほうで見ているのと、もう1件

につきましては、町内で、新ご当地メニューということで、山わさびステーキ丼を開発して、町内の飲食店で食べられるようにプロモーションするというような部分で、50万円の補助金を支出するという部分で、地場産業の分につきましては125万6,000円という形になってございます。

もう1点、起業家につきましては、今回3件の申請がございまして、まず1件につきましては、町内でもともと飲食店をやっていた空き店舗を活用して、そこでまた飲食店を行うという事業と、2点目につきましては、町内の空き家を活用いたしまして、民泊業を行うという事業、3点目につきましては、町内の、もともと尾田地区で農業をやっていた、空いた牛舎等を活用して、エゾシカ肉の加工製造業を行うという起業家の3件でございまして。

**○議 長**

安田清之君。

**○安田清之議員**

肉を山わさびでというのは食べてるよね、普通。それをどういう形で出そうとしているのか。ここら辺は厳正にしないと、何でも起業家起業家とやられてしまうと、町の財政が大変になるよ、これ。やっぱり厳正に、どこどこに出せるのだと、こういうものですよ、真空パックでこうですよ、レシピがこうですよとか、きちっとしたものがあるのかないのか。食べています僕は山わさびで。肉は新たにつくるのだね、新しいもの、自分が買って、山わさびも自分でつくって、加工して、どっかに売るといふこと。その辺をきちっと説明。

**○議 長**

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長**

山わさびステーキ丼につきましては、起業家のほうではなくて、もう一つの地場産業振興奨励事業補助金の事業でございまして、地場産業というところで、町内で採れた山わさびを活用するというのが一つの目的でもございます。それを町内の和牛、牛肉を活用して、山わさびステーキ丼という形で開発いたしまして、町内の飲食店で山わさび丼を提供するという趣旨の内容でございまして。

**○議 長**

安田清之君。

**○安田清之議員**

だから肉をつくるのでしょうか、自分で。作らないの。肉を買って、ただ焼いて、丼をつくってわさびを乗せるのですというものなのか。肉もわさびも私がつくって、レシピをつくって、業者の皆さんに売っていただくのですというのか。それなら起業家ではないのではないのか、逆に言えば。ただ物を持ってきてつくるのなら、起業ではないでしょう。ここら辺が…、起業と言ったもの。

**○議 長**

暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○議長

再開いたします。

安田清之君。

○安田清之議員

牛も自分で養う、わさびも自分でつくります。起業をやるのです。ただ皆さんに店で売っていただきますというのでしょうか。これ起業という、俺から言うと、どうも曖昧な、考えにくい。後で行くけれども、どうもそこら辺の考え方。許可したのだから、もう少し的確に、牛は何頭養って、レシピがこうで、自分が売るわけではない、物を売るだけでしょう。飲食店で何も買えませんといったら、地場産でというだけでしょう。地場産というのは地元で使っているから地場産というのでしょうか。そこら辺、もう少し中身。

経済委員会からも指摘を受けてるように、曖昧な部分があり過ぎるから聞いているので、ちょっとお聞かせください。

○議長

暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長

再開いたします。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画課長兼地場産品研究センター所長

今回の件につきまして、地場産業振興奨励事業の補助金でございまして、町内産の地場の物を活用して商品化するといったような内容の補助金でございまして、例えば、大樹町でご当地グルメとしてチーズサーモン丼を開発して、各お店で提供した例と似たような形なのですけれども、町内でとれた和牛肉と山わさびをセットにした商品を開発して、それをお店で提供するという事で、事業者が牛を育てるとかということではなくて、町内の牛肉と山わさびの商品を活用するという、新しいメニューの開発というところでございます。

○議長

よろしいですね。1回だけ許します。

安田清之君。

○安田清之議員

だから、自分でつくるわけでもない。メニューをつくるだけだ。起業？地場産振興にはならない。だってもうやってる方がいるではないですか。焼肉屋だって、わさびをつけて売っている、要は。自分でつくらない、何もつくらない。商品開発でございます。それなら誰でもできる話だ。これみんな通ってしまうよ、そうでしょう。破れた服を再生しますと、これも同じようなものだ。洗濯して出しますと、売りますと。だから、基準をもう少ししっかりしなければいけないのではないかと僕は前から言っているのです。

どうも流れで行ってしまうというのは駄目と。だから、経済委員会でしっかり指摘を受けてるわけでしょう、中身について厳格に、附則でやるなど。ここら辺が甘いのではないかと言っているのであって、これがどうだこうだと言ってるわけではない。やっぱり自分で開発する。肉は買ってくるのだもの。ちょっと使えば誰でもできる話だ。山わさび栽培しているところから買ってきて、わさびつくりました、そこは売ってるよ、ちゃんと。全然これでは…

現実的には振興かもしれない。売るのだから振興だ。だけど、これはちょっと安易過ぎるなどと思います。これはどういう方がおやりになるのか知りませんが、現実的にはちょっと甘いなど、許可してるほうがです。出したほうは、いいと思って出しているのだから。もう少し厳格に審査をしないと。これは総括でいくわ。それ以上やっともかわいそうなので。やめておく。総括で。予算だから、本当は駄目だよ。もう1回説明して。どういう基準で認可したのか。

#### ○議 長

黒川町長。

#### ○黒川町長

起業家支援は、起業家ルールがありまして、若干、一緒に説明したので混同されるところもあるかもしれませんが、起業家支援のルールと地場産業奨励事業のルールは若干違いまして、地場産業のほうは、地場の産品を加工したり、いろいろプロモーションして売ったりとか、あるいは勉強したりとか、こういったこともオーケーにして。ハードとソフトがありまして、ソフトの部分では、新たな商品を開発したので、それをプロモーションして、例えば北海道フェアに参加して売ってくるとか、そういった経費も見ているし、レシピの作成、あるいはホームページの作成、パッケージの作成なども認めているものであります。ただし、その代わり事業費の半分の50万円までということで認めているものでございまして。

今回は、ソフトメニューということで、既にあるものではあります。確かに、和牛にわさびを乗せるというのは、こちらではポピュラーなものではありますが、全国的には、山わさびそのものが珍しいということと、肉との相性がいいということで、これを商品として、新たなパッケージをつくりまして、パッケージで全国に売り出したいというところのプロモーション等々の経費の申請があったということでありまして、これについては、地場産業奨励事業については、よろしいのではないかとということでの判断でございますので、もちろん厳格にやっていくということには変わりございませんが、こういったことも広く大樹の産

品を販売していく、または、ふるさと納税の商品にしていくというものの商品開発、それからプロモーションについても認めているものでございますので、よろしいのではないかという判断でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

観光振興費のホロカヤントーの接続通路の修繕工事の関係なのですが、以前、一般質問で修繕についての事案があったと思うのですが、さっきの説明の中では、階段と手すりだということで、道路ではないのです。ということは、町有林の中を歩いて、下に降りるところに階段をつけて、手すりをつけると。道路自体を修繕するのではないと理解をするのですが、そういうことなのですか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

そのとおりで、道路を修理するのではなくて、上から降りてくる、駐車場の部分から上の部分を通って下に降りてくる途中の、最後の坂になっている部分に階段と手すりをつけるという修理でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、崩壊した、壊れたままになっている海岸線の道路については、そのまま通行止めで、全く手がつけるという状況では考えていないということによろしいですか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

そのとおりでございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次、16ページ、17ページ、10款教育費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

11節の廃棄物手数料についてお伺いしたいと思います。10月から持込みの手数料に

ついて、有料化になるからということの説明だと思うのですけれども、持込み料についての費用が12万9,000円ということなのですから、そのほか運搬料についても費用がかかると思うのですけれども、これは通年ベースになりますと、総費用というのは、年間ベースでの年間費用というのは、トータルで50万円ぐらいでないかと思うのですけれども、総費用というのはどれぐらいの費用なのでしょう。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

給食センターの廃棄物の処理ということでございます。大体1日当たり、メニューによって変わりますが、大体70キロか80キロ、調理した処理のときに出る生ごみがほぼというところであるのですが、今回、10月から来年の3月までの処理の運搬費も混みの手数料ということで、今回、予算を計上させていただいたところでございます。

今のデータでは、毎月どれぐらい生ごみが出るのかデータを取っているところでございますけれども、今のところ、今年については、半年分で12万9,000円を計上させていただきました。次年度については、ごみの減量化も含めて取り組んでいくところではあるのですが、正直言って来年度どれぐらいになるかというのは、今、積算している最中でございますけれども、大体倍か1.5倍ぐらいになるかと想定しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

17ページの学校管理費の役務費なのですが、危険物処理手数料で38万3,000円が計上されています。これ結構な経費なのですから、説明の中では、立ち枯れの木を処理するということですので、グラウンドから下に流れている川の斜面の大きな木という解釈ですか、内容をお聞きしたいと思います。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

議員おっしゃるようにグラウンドの南側にある岩石というか、ここに生えているカラマツ、シラカバ、イヌエンジュの3本が立ち枯れしているというところで、倒木の危険性があるということで、今回伐採をする経費を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

同僚議員が学校給食の廃棄物手数料、どうも僕は理解ができなかったのだけれども、これ業者に委託していますよね、現実的に。1年契約で委託して運んでもらっているのでしょうか、自分で運んでいるのか、どうなのか。業者に委託しているのかしていないのか、まず。3回しか言えないからの確に答えてよ。「8字削除」現実的に、業者には頼んでいるか、頼んでいないか。それで月に幾ら払っているか。何で今、1年契約が上がってくるのか。契約ってそんなに変わるものではないよね。1年契約しているのだもの。10月から変わりまといったら、そしたら契約をみんな変えてもいいのか、ほかのところも。その意味が分からない。

それで、トン数も計算していますと言うけれども、1年間のトン数、そんなに変わるものではないでしょう。人数も減って。学校の生徒の給食の材料は大体決まっているのだから、そんなに上下するのですか。これ三つ答えて。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

運搬については業者に委託をしています。まず、運搬は業者に委託しているということころです。

キロについては、今、手持ちで実績がないので後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

それと、今回については、10月から有料化になるということで、10月から来年の3月までの半年間分の持込みごみの分の予算を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○議 長

再開いたします。

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

すみません。説明があちこち行って。ベースにあるのは、委託している、今回は処分料、南十勝複合事務組合に持込みで処理をしてもらって処分料を今回計上しているところがございます。ですから、運搬料というのは、基本的に1年間で業者に委託をして、そこは変わらず、今回新たに処分料を上乗せする、手数料ということになってございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

処分料が増えたと。今までは処分料というのはなかったから、今回は増えたと。この根拠が、トン数も出なかったら根拠は出ない。これは、あなた方は駄目よ。やっぱり値上げするときには、これだけのごみが出ますから、処理料がこれだけかかるのですというデータを持ってこないと、我々に説明していない。データは持っていませんから説明できません。これでは議論できない、現実的に。トン当たり何ぼなのか、どうなのか全然分からないではないですか。こういうデータも持たないで我々に説明するというのは、議長、しっかりやっておいてください。この頃多いから。後で後でと。我々も職員の皆さんとともに大樹町をよくしようとして我慢する部分はしていますが、結構多いので。だから、そこら辺の中身。何か月分でしょう、10月からだから、10、11、12、1、2、3月で、6か月、これを割ればいいのでしょうか。だから、どれだけの数量で、こうなるのですと説明をくれないと、皆さんが信じられなくなります。だからそういう説明をきちっとしてください。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

すみません。1日当たり80キロ、それを10月から来年3月まで、給食の実施日数が106日ということで、10キロ当たり150円の計算で12万7,200円。それに、給食未実施分、給食は提供しないのですけれども、それ以外の部分で出るごみの持込み分は、大体10キロで、7日で1,050円ということで、合わせまして12万9,000円ということで予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10ページ、11ページ、歳入の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、3ページ、債務負担行為の補正についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあればお受けいたします。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第56号

○議 長

日程第14 議案第56号令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第56号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,725万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ6億8,705万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長**

水津保健福祉課長。

**○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長**

議案第56号について、事項別明細書で説明させていただきます。

まず初めに、歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額476万6,000円の増。今回の補正は、4月の人事異動に伴い、2節給料から18節負担金、補助及び交付金の増額をお願いするものでございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、補正額1,249万3,000円の増。22節償還金、利子及び割引料で、前年介護給付費等精算に伴う介護給付費等負担金返還金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、補正額81万1,000円の増。

4款1項ともに支払基金交付金1目介護給付費交付金、補正額242万5,000円の増。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額16万8,000円の増。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金、補正額334万5,000円の増。

8款1項1目ともに繰越金、補正額1,051万円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページ目をお開き願います。

歳出合計。補正前の額6億6,979万7,000円、補正額、1款総務費から5款諸支出金まで1,725万9,000円の増。補正後の歳出合計6億8,705万6,000円となるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、1ページ目をお開き願います。

歳入合計。補正前の額6億6,979万7,000円、補正額、3款道支出金から8款繰越金まで1,725万9,000円の増。補正後の歳入合計が6億8,705万6,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第57号

○議 長

日程第15 議案第57号令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第57号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億3,710万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第57号についてご説明をさせていただきます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

1款1項ともに居宅介護サービス事業費1目通所介護費、補正額7万4,000円の増。今年10月より事業系の持込みごみが有料となることから、老人デイサービスセンターのごみにつきまして、それに要するごみ処理手数料を11節の役務費、収集運搬料を12節の委託料に、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、2款1項ともに介護老人福祉施設事業費1目介護老人福祉施設費、補正額29万3,000円の増。居宅介護サービス事業費と同様に、今年10月より事業系の持込みごみが有料となることから、特別養護老人ホームのごみにつきまして、それに要するごみの処理手数料を11節の役務費に、収集運搬料を12節の委託料に、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

4款1項1目ともに繰越金、補正額36万7,000円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計。補正前の額4億3,673万8,000円。補正額、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で、補正額36万7,000円の増。補正後の歳出合計4億3,710万5,000円となるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1ページをお開きください。

歳入合計。補正前の額4億3,673万8,000円。補正額、4款繰越金36万7,000円の増。補正後の歳入合計4億3,710万5,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わります。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

#### ○安田清之議員

先ほどと若干同じでございますが、定数量については納得するのですが、運搬業務が上がるとするのは、今年、何か別な事業が始まるのか、何か問題があるのか、この部分を教えてくださいたいと思います。

#### ○議 長

瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

#### ○瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

運搬業務の関係でございますけれども、今回、10月からごみが有料化されるということ、特養とデイサービスにつきましては、1年契約ではなくて6か月契約、つまり9月までの契約とさせていただいておりました。特養とデイサービスセンターにつきましては、従来、ごみの量の算定というのが、実際に実測して重さを測っておらず、推定の数量で委託を

しておりましたけれども、今回、10月からごみが有料化することに伴いまして、実際にごみの量を算定いたしました。その中で、もともとこちらで積算をしていたごみの量と、実際の実績の数量とかけ離れていたものですから、今回、10月から新たに契約を結ぶに当たりまして、実績の数量、重さとごみの袋数も勘案した積算で契約を行いたいということで、今回、当初予算の不足する分を増加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○議 長**

安田清之君。

**○安田清之議員**

重さを測りましたということで、その数字は言っていないでおりません。現実的には測ったのですよね。乖離ができたので値上げをするのですということだろうと思うので、その数字をお教えいただきたいと思うので。

契約が6か月という理由は、何でそうなっているのか。普通は1年ではないかと思うのですが、その理由も含めて、二つお答えをいただきたい。

**○議 長**

瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

**○瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長**

まず、実績の重さでございます。特養とデイサービスを合わせまして、月当たり平均で約2,600キロほど重さがあります。

なぜ1年契約ではなくて6か月契約かということでもありますけれども、従来は、特養、デイサービスともに1年契約という形で委託のほうを締結させていただきましたけれども、10月からごみが有料化されるということで、先ほどもご説明した通り、私ども今まで推定の、これぐらいのごみだろうという前提の中で委託契約を結ばせていただいたのですけれども、今回、月当たり2,600キログラムということで、私どものもとと想定した重量より、実績の数量のほうが多くかかってしまったということが、数字を測りまして把握できましたので、今回は、その実績に基づいた積算の中で行うということで、10月から新たに契約を結ばせていただきたいという形で、今年、1年契約ではなくて、9月までの契約に、一度切らせていただいて、10月からまた改めて新たな積算の中で契約を行うという形で、こういう形にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○議 長**

安田清之君。

**○安田清之議員**

現実的には廃棄物の手数料がかかるから6か月にしましたと。だけれども、一貫性がないですね、ほかのところは1年でやっているところもある。違うところはあれで。年間契約、僕も記憶に入っていないので、年間契約ってどのくらい、運搬業務、月にしたら5万円とか

10万円とかと決まっているのだらうと思いますので、そこら辺もお教えいただきたいと。

減量化は、多分老人ホーム、在宅介護事業も含めて、水分の多いものが多いのだらうと僕も思っています。重さを見ると2,600キロということなので、紙おむつとかいろいろなものを使っているのだから重さは、ほかの部署から見ると大きいのだらうと認識はしますが、減量対策は何か考えているのかどうか、少しでも少なくするというものを考えているのか、この二つ、お聞かせください。

○議 長

瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○瀬尾老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

まず、従来の委託の金額でございます。従来の契約だと月当たり約2万3,000円の契約をさせていただいております。

ごみの減量化の関係でございます。議員がおっしゃるとおり、うちのごみは、おむつのごみということで、水分の含んだごみがあります。それと、朝、昼、晩ということで給食をお出ししているということで、どうしても生ごみが多くなっておりますので、おむつごみというのはなかなか減量化はできないのですけれども、その中で減量化できるというのは、生ごみなのかと思いますので、今、家庭でも推進しておりますけれども、特養としても、大樹町の見本となるように、生ごみの水分をいかに抜くか、そこを徹底して行って、少しでも減量化を図っていきたくと考えて、本日も取り組んでいるところでありまして、ほかの自治体の事例も当然参考にさせていただきながら、いかに減量化できるかというのを検討していきたくと考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第58号

##### ○議 長

日程第16 議案第58号令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

##### ○黒川町長

ただいま議題となりました議案第58号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入及び支出を792万円増額し、計11億231万3,000円にそれぞれするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を168万円に改め、資本的支出を33万円増額し、計5,034万8,000円とするものです。

第4条では、棚卸し資産購入限度額を改め、第5条では、LED照明機器リース料の債務負担行為を定めるものです。

内容につきましては、町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

##### ○議 長

下山町立病院事務長。

##### ○下山町立病院事務長

それでは、内容につきまして、事項別明細書でご説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用1項医業費用2目材料費で735万5,000円の増、薬品費、診療材料費ともに、新型コロナワクチン接種に関わりますワクチン代と接種に要する器具等の費用を合わせまして、合計500人分の費用を見込んだものでございます。

3目経費で56万5,000円の増、光熱水費等賃借料の増減は、院内照明の蛍光灯のLED化に伴います予定4か月間のリース料を見込んだものでございます。リース期間は、債務負担行為のとおり7年間で、本年の予算は12月から4か月間を見込み、光熱水費等賃借料間での増減となるものでございます。雑費につきましては、10月から南十勝環境衛生センター受入れごみの有料化に伴いまして、一般廃棄物手数料を見込んだものでございます。

8ページ、9ページを開き願います。

収入の部。

1 款病院事業収益 1 項医業収益 3 目その他医業収益で 7 9 2 万円の増、新型コロナワクチン接種の定期接種に伴います 5 0 0 人分の収益を見込んだものでございます。

1 4 ページ、1 5 ページを開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出 3 項 1 目ともに貸付金で 3 3 万円の増、正看護師の採用に伴い貸与しております看護師就業支援金の不足分を増額するものでございます。

1 2 ページ、1 3 ページを開き願います。

収入の部。

損益勘定留保資金で 3 3 万円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

船戸健二君。

#### ○船戸健二議員

今回、賃借料の LED 証明機器リース料に対してお聞きします。今回、リースを選択した理由、LED 取替工事との比較などがあればお聞きします。

#### ○議 長

下山町立病院事務長。

#### ○下山町立病院事務長

今回、LED をリース料で選択した理由でございます。リースで選択した理由としましては、まず、総合計画の実施計画にも数字を載せておりますとおり、工事で発注した場合に、税抜きで 2, 9 0 0 万円かかるという実施設計の数字を示させていただいております。税込みになりますと 3, 2 0 0 万円程度。おととの積算で 3, 2 0 0 万円となります。今回、リースでいきますと、7 年間のリースで、リース手数料 1. 3 5 % 込みで、月額リース料が税込み 2 0 万 7, 4 6 0 円となるもので、トータルで、リース方式ですと 7 年間で 1, 7 4 2 万 6, 6 4 0 円、工事の方式でいきますと 3, 2 0 0 万円かかるということで、単純な額でいきますと、リースのほうがお得になるという計算になります。工事の方式でやりますと起債がつきますので、交付税措置がありますが、実際の 3, 2 0 0 万円の工事を、満度に起債がついたとして、2, 0 6 0 万円ほどになります。この対比からも、リースでやったほうが 3 2 0 万円ほど安価でできるという計算になります。

リースの内容は、工事は、品物代と工事代金と全て込みなのですが、今回のリースの提案を受けたところは、物自体のリースで、工事費用は一切その会社が持ちますという提案での額でございます。実際の工事費が入りますと、公共設計ではないのですが、一般の業者に頼む額でいきますと 1, 7 5 0 万円にプラス 6 0 0 万円ほどの工事費がかかるのですが、その

分はリース会社のほうで、今、モデル的に導入しているという、モデルと言いながらも、既に何年もやっている会社なのですが、そういう提案がございまして、リース方式を選択したものでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

関連しますが、7年間リースは分かりました。現実的には、リースですから7年経つと器具等は貸与されているので外してしまうのか、それとも再契約で出てくるのか、どういう形で協議をしているのか、お聞かせていただきたい。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

7年間のリース後は無償譲渡になりまして、うちの譲渡財産になります。この7年間の間も、リース契約をしていますので、もちろん何かあったときには会社のほうが全部負担して、直してくれることになっている利点があるのと。あと、LED照明は、通常、汎用品は4万時間というのが一般的なのですが、今回はちょっといいもので、5万時間というのが売りになっているLED管になりますので、うちが通常利用した場合に約11年から、あまり使っていない場所ですと15年くらい、管自体はもっております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

無償譲渡、全部くれてしまうといいことではないのだね。再契約は、金額発生しませんということですね。これだけ確認。間違いなければ、間違いのないと言っていただければいいです。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

そのとおり、無償譲渡でございます。その後の経費は一切かかりません。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第17 議案第59号

○議 長

日程第17 議案第59号令和6年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第59号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、第2条の資本的収入及び支出では、当年度分損益勘定留保資金を1億2,445万3,000円に改め、収入を867万円増額し、計7,345万6,000円に、支出を965万7,000円増額し、計1億9,790万9,000円にするものです。

次のページに移りまして、第3条では、企業債の限度額を改めるものです。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、内容につきまして、事項別明細書にて説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。

資本的収入及び支出、支出の部です。

1款資本的支出1項建設改良費2目個別排水処理施設建設費、補正予算額965万7,000円の増。こちらでは、3基の個別排水処理施設設置に必要な委託料95万7,000円と、工事請負費870万円を増額するものです。

続いて、収入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部です。

1 款資本的収入 1 項 1 目ともに企業債、補正予算額 8 4 0 万円の増。ここでは、公共下水道事業、下水道事業債として 4 1 0 万円と、個別排水処理施設事業、下水道事業債 4 3 0 万円の増となっております。

公共下水道事業の事業債は、国庫補助金の社会資本整備総合交付金の充当不足による増額、個別排水処理施設事業は、先ほどご説明しました設置台数増に伴う増額となっております。

4 項 1 目ともに受益者分担金、補正予算額 2 7 万円の増。

損益勘定留保資金、補正予算額 9 8 万 7, 0 0 0 円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 5 9 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 1 8 議案第 6 0 号

○議 長

日程第 1 8 議案第 6 0 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 6 0 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、晩成温泉改修工事。

工事の施工場所は、大樹町字晩成2番地。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、1億2,595万円。

契約の相手先は、大樹町松山町8番地26、株式会社高橋工務店、代表取締役、加藤真幸。

工事内容は、施設の外装塗装、屋根葺き替え、LED照明へ交換、浴室のガラス交換やテラス増設等であります。

工期は、契約締結日の翌日から令和7年2月28日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長**

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なし認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎日程第19 議案第61号**

**○議 長**

日程第19 議案第61号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

**○黒川町長**

ただいま議題となりました議案第61号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、晩成温泉周辺施設解体工事。

工事の施工場所は、大樹町字晩成2番地。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、6,479万円。

契約の相手方は、大樹町松山町8番地26、株式会社高橋工務店、代表取締役、加藤真幸。

工事内容は、旧浴室棟や旧渡り廊下などの解体であります。

工期は、契約締結日の翌日から令和7年2月20日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長**

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なし認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎日程第20 議案第62号**

**○議 長**

日程第20 議案第62号財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

**○黒川町長**

ただいま議題となりました議案第62号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得について議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。名称は、公用車両、三菱アウトランダー。数量は1台。

取得金額は、764万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、広尾郡大樹町仲通5番地、有限会社福田自動車商会、代表取締役、福田英樹。

参考といたしまして、納入期限は、令和7年2月28日。仕様概要は記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

播間章浩君。

#### ○播間章浩議員

財産の取得というところで、三菱アウトランダー、764万円。自動車の金額については、結構いい金額かと思うのですけれども、プラグインハイブリッド、このあたりの性能によるものかと思っております。

今年、取得しなければいけなかった理由と、車の利用目的。別の機会でB&G財団の希望という話もありましたけれども、これはまた話が別なのかというところと。4WDの仕様車ではありますが、災害時とかに活躍される車かと思えますけれども、プラグインハイブリッド、何時間ぐらい走行できる車か、性能部分も教えていただければと思います。

#### ○議 長

吉田総務課長。

#### ○吉田総務課長

今回の公用車の取得の目的でございますが、さきに議員のほうからお話いただきました。さきにお認めいただきましたB&Gの防災拠点整備事業で購入する車両となっておりますので、目的としては、災害対策用の目的として導入を図るものでございます。

また、多目的利用も可能となっておりますので、平常時は役場の公用車として使用したいと思っております。

中身に関しましては、まず、プラグインハイブリッドであるということと、燃料は、54リットルのタンクを積んでいまして、ガソリン車であるということ。ハイブリッドに関しては、20キロワットの発電を有するリチウムイオン電池を搭載しております。そういった部分で、走行距離的には約600キロぐらいを目安として運転可能と言われてございます。

今回、金額的に高くなっている部分としましては、一つ、災害目的としまして、この車か

ら公共施設のほうにニチコンのパワームーアというものをオプションで購入してごさいます。電気自動車から電力を吸い上げて、公共施設のほうに電源として供給できるというものをオプションとして買ってありますので、金額的にはやや高くなってごさいます。車両本体価格は500万円程度の車両となっております。

以上でごさいます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第21 認定第1号から日程第28 認定第8号

○議 長

日程第21 認定第1号令和5年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第28 認定第8号令和5年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

## ○黒川町長

ただいま議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一括上程されました件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

認定第1号は、令和5年度大樹町一般会計の決算認定であります。

認定第2号から認定第5号までは特別会計で、認定第2号は令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、認定第3号は令和5年度大樹町後期高齢者医療特別会計、認定第4号は令和5年度大樹町介護保険特別会計、認定第5号は令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計の決算認定であります。

次に、認定第6号から認定第8号は公営企業会計で、認定第6号は令和5年度大樹町水道事業会計、認定第7号は令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計、認定第8号は令和5年度大樹町下水道事業会計の決算認定であります。

さきに会計管理者から決算書の提出がありましたので、公営企業会計は6月3日に、一般会計と特別会計は7月8日に、それぞれ審査をお願いすべく監査委員に決算書等を提出いたしました。

監査委員におかれましては、6月3日から8月9日まで、延べ27日間にわたり内容の審査をいただき、審査意見書の提出をいただきました。今回、これら8会計の決算認定をお願いするものであります。

つきましては、ご審議の上認定賜りますようお願いを申し上げます。

## ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

### ◎日程第29 監査委員審査意見書

## ○議 長

次に、日程第29 監査委員審査意見書についてを議題といたします。

令和5年度大樹町一般会計、特別会計、公営企業会計の決算について、議会運営基準第60条の規定により、監査意見の報告を求めます。

北林代表監査委員。

## ○北林代表監査委員

それでは、2件の意見書についてご報告いたします。

最初に、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和5年度大樹町一般会計他4特別会計決算に関する審査結果について、意見書の朗読をもって報告させていただきます。

令和5年度大樹町一般会計他各特別会計決算審査意見書。

1、審査の対象については、令和5年度大樹町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計の歳入歳出決算書であります。

2、地方自治法第233条第2項の規定に基づく、令和5年度一般会計他各特別会計決算書の提出を受けた日は、令和6年7月8日であります。

3、審査期間は、令和6年7月8日から8月9日までのうち、延べ14日間であります。

4、審査の概要ですが、令和5年度大樹町一般会計他各特別会計の決算審査に当たっては、大樹町監査基準に基づき提出された歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、予算の執行において、関係法令に従い適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を実施しました。

5、審査の結果ですが、審査に付されました一般会計並びに4特別会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、所定の期間内に出納閉鎖がなされ、現金、預金高、有価証券などの確認と、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合精査した結果、計数に誤りはなく正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行もおおむね適切に行われたものと認めるものであります。

なお、各会計の決算内容につきましては、審査意見書にまとめさせていただきましたので、後ほどお目通しいただきたく、朗読は省略させていただきます。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和5年度大樹町水道事業会計並びに町立国民健康保険病院事業会計及び下水道事業会計決算に関する審査結果について、意見書の朗読をもって報告させていただきます。

令和5年度大樹町水道事業会計、町立国民健康保険病院事業会計、下水道事業会計決算審査意見書。

第1、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく令和5年度の各事業会計決算書の提出を受けた日は、いずれも令和6年6月3日であります。

第2、審査期間は、令和6年6月3日から6月25日までのうち、延べ13日間であります。

なお、物品管理業務監査（棚卸監査）は、令和6年3月29日に実施しております。

第3、審査の概要ですが、各事業会計の決算審査に当たっては、提出された決算報告書、財務諸表、事業報告書、キャッシュフロー計算書、財務諸表附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類及び諸契約書などを照合精査するとともに、例月出納検査の現金、預金残高との関連をはじめ、計数に誤りはないか、地方公営企業法第3条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き、審査いたしました。

第4、審査の結果ですが、審査に付された各事業会計の決算は、いずれも事業年度経過後、速やかに決算整理がされており、所定の様式に従い、期間内に提出されております。

会計事務における計数はいずれも正確であり、かつ予算の執行もおおむね適正であると認めたものであります。

以下、各事業会計に関する経営の概況、事業の状況、経営成績、未収金の状況などにつきましては、意見書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたく、朗読は省略いたします。

以上をもちまして、審査意見の報告とさせていただきます。

○議 長

これをもって、審査意見書の報告を終了いたします。

### ◎日程第30 決算審査特別委員会設置・付託

○議 長

日程第30 決算審査特別委員会の設置・付託についてを議題といたします。

お諮りします。

ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第8号までの8議案の審査については、議長と議会選出監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

なお、必要に応じて、委員会に地方自治法第98条に定める検査・検閲権等の請求権を付与することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8議案は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

### ◎追加日程第1 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任

○議 長

追加日程第1 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任を議題といたします。

お諮りします。

決算審査特別委員会の委員長に菅敏範君を、副委員長に杉森俊行君を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に菅敏範君を、副委員長に杉森俊行君を選任いたしました。

### ◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日4日を休会に、さらに、議事の都合により6日と9日を休会としたいと思います。

また、ただいま設置されました決算審査特別委員会において、令和5年度大樹町一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査を行うため、9月10日から12日までの3日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日9月4日、6日、9日の3日間並びに9月10日から12日までの3日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時10分

# 令和6年第3回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開議

## ○議事日程

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一般質問

## ○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒川 豊
副 町 長	松木 義行
総 務 課 長	吉田 隆広
総 務 課 参 事	杉山 佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢 厳則
住 民 課 長	牧田 護
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	水津 孝一
保健福祉課参事	瀬尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由香
農林水産課長兼町営牧場長	松久 琢磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純一
会計管理者兼出納課長	楠本 正樹
町立病院事務長	下山 路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾 裕信

## <教育委員会>

教 育 長	沼田 拓己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井上 博樹

社会教育課長兼図書館長

梅 津 雄 二

<農業委員会>

農業委員会長

穀 内 和 夫

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

佐 藤 弘 康

主 事 補

佐 藤 有 見

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 吉岡信弘 議員  
5番 西山弘志 議員  
6番 船戸健二 議員

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。  
さきに質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。  
初めに、5番西山弘志君。

○西山弘志議員

さきに通告してあります、生ごみの減量化と資源化の取組についてお伺いします。

令和10年度から可燃ごみの処理は中間処理新施設へ移行されることから、町では、一般家庭から排出される生ごみの減量と資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入に対し補助を始めている。その点で次の点について伺う。

1、生ごみ処理機の補助に対する問い合わせ、購入件数、補助期間、今後の補助の在り方について。

2、移行後の運営管理費に関わる分担率の見直しについて。また、町の可燃ごみの減量目標について。

3、町の資源循環型社会の構築に向けての施策展開についてお伺いします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の生ごみの減量化と資源化の取組についてお答えいたします。

1点目の生ごみ処理機の助成に対する問い合わせ、購入件数、補助の期間、今後の補助の在り方につきまして、問い合わせの件数は、おおむね20件程度で、主に購入希望者からによるものとなっております。7月末の時点で、実際に制度を活用して処理機を購入された方は、乾燥式19件、コンポスト式13件の32件で、助成額は78万4,300円となっております。

この事業は、今年度から令和10年度までの5年間実施することとしておりますが、制度開始から5か月ということもあり、当面見直しをする予定はありません。

2点目の広域処理移行後の新中間処理施設の運営管理費に係る分担率の見直し、町の可燃ごみの減量目標につきまして、令和10年度の新中間処理施設への移行後、令和15年度までは、本町の運営管理費分担率は、建設費分担率と同じ2.25%となります。運営管理費分担率の再算定は、直近5年間の排出実績を基に、令和15年度に行われ、新たな分担率は令和16年度から適用されます。

町の可燃ごみの減量目標につきましては、令和2年度に策定した大樹町一般廃棄物処理基本計画に定めており、令和元年度の排出量1,616トンに対し、目標年である令和11年度は1,400トン、約14%の減量を図ることとしております。

3点目の、資源循環型社会の構築に向けて、今後どのような施策を展開していくのかにつきまして、大樹町一般廃棄物処理基本計画の基本方針、町民、事業者、行政による協同、ごみ処理の適正化による循環型社会の形成、環境への負荷低減の3点を念頭に、町民、事業者、行政のそれぞれが役割と責務に応じて相互に連携し、排出抑制策を推進してまいります。

町においては、住民のリサイクル活動に対する支援、具体的には、広報紙や町ホームページなどを通じての啓発や町内会、各種団体、企業向けに説明会を実施するなど、環境意識の醸成に努めていくものであります。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

大樹町はごみの排出量が多く、19市町村で人口が12番目に対して、過去5年間の排出量の実績から分担率が2.25と管内で5番目に高い数値になっています。町は、家庭ごみの減量、削減の施策として、家庭用生ごみ処理機を購入に対し、補助を交付し、交付金を活用して家庭から出るごみの減量、資源化に協力を求めています。

そこで、町民が住民課に行き、「生ごみ削減に協力したいので、どのように購入したらいいのか」と。ところが担当は、「購入先は指定されていない。自分で調べて探さない。インターネットでも購入ができる」と言われましたと。

また、補助金の申請の説明が非常に難しかった。なぜ町が購入窓口にならないのか、ごみの減量化に協力したいが、この内容では無理だ。高齢者から不満の声が上がっている。高齢者などに対して、このような対応でいいのか、お伺いします。

○議 長

牧田住民課長。

**○牧田住民課長**

ただいまの議員からのご質問で、生ごみ処理機の購入補助の問い合わせに対する対応の件でございますが、購入希望者からの問い合わせが主に多いということで、町長からも答弁がございました。実際、窓口に来られて、私も対応することがございますが、問い合わせに對しましては、個別に対応しております。

まず、購入予定者からの相談ということで、どういうふうな申請方法、それから、購入先というところの問い合わせがございまして、今回の補助金のほうは、購入先については町内に限定しておりませんので、まだ購入先が決まっていない希望者の方につきましては、町内のお店、それから帯広市内の電気量販店、それからインターネットでも購入できますということでご説明しているところでございます。

そのほか、申請した後、購入に至るところの手続きも個別に丁寧に説明しているつもりですが、一部で不適切との声があったようですので、今後はそのような指摘を受けないように、さらに丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

**○議 長**

西山弘志君。

**○西山弘志議員**

役場に行って話を聞いてきた人が直接うちに来て、かなりの剣幕で怒ってました。何でこんなことをやる、年寄りいじめかと。分からないもの、どこかへ行って探せという言い方。説明も難しいので、結構怒ってしまって、もうこんなことは協力しないと帰っただけだも。こういうこともないようお願いしたいと思います。

そこで、先ほど町長からくぎを打たれているのですが、当分見直す予定がないという制度に対してですが、見直すことはないけれども、今後検討してもらおうということで、ちょっと言わせてもらいたいと思います。

大樹町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定しています。中小企業の成長、発展、地域経済の活性化のため、中小企業等振興を総合的に推進する条例とあります。この中で、地域経済の活性化とあります。これは町内で買物をしたり、いろいろなことをして町内にお金を落ととして、町内の経済を盛り上げるということによろしいでしょうか。

**○議 長**

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長**

この条例につきましては、基本条例でございまして、まず、理念を定めているものでございまして、町民におかれましては、今、議員おっしゃったように、町内で購買をしていただいて、町の経済の活性化に努めていただくという役割、そういったものもこの基本条例の中に理念として盛り込まれているところでございます。

**○議 長**

西山弘志君。

○西山弘志議員

これで理解ができたのですが。例えば住宅リフォーム支援事業などで、町内で決められた業者が行うのだけれども、これからの話なのですけれども、処理機も町内で販売できたらということです。そのことによって、補助金を利用したお金が町外に流出しないと、町内でお金が落ちることではないか。これで町内の経済にメリットがある。よそで買うことによってメリットがないのではないかと私はそう考えるのです。

また、先ほど町長答弁にあったのですが、見直し、今後のこととして、町から商工会や販売店など、町からの販売、打診がなく、販売することは可能だと言っているのです。今後、町内の販売での購入に限定し、町外での購入は対象外にするように、このようなことを考えていただきたい。今後取り組んでいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

今回の助成に関しましては、町内に限定しなかったというところは、中小企業の振興条例もありますので、町内を買っていただきたい気持ちはもちろんあるのですが、ケース・バイ・ケースかと思っております、この場合、例えば町内で売っていないものを町内を買ってくれというのはナンセンスなのですけれども、町内で売っているのは分かっています。私も町内を買いました。町内を買いましたけれども、ただ、いろいろバリエーションを考えますと、いろいろな機器があって、価格も非常に幅広いと、結構安いものから結構高額なものまであるというところでは、町内の取扱っている電気屋に聞きますと、扱えるのは何種類かだということだったので、もちろんそこで買っていただくのは結構なのですけれども、それ以外に、安い製品で買いたいという方にもチャンスを広げるべきであろうと。

今回の趣旨は、町内の商工業の振興発展ということよりも、生ごみの減量化で皆さんに取り組んでいただきたいというところに重きを置きまして、幅広に対象を広げてあるということでございまして、金額も、助成額、今78万4,300円でありますので、2分の1の助成でありますから、全体の事業費はこの倍程度かと思っておりますけれども、今のところ年間このぐらいの額で推移していると。制度が始まってすぐだったので、そう大きな額が動くというものでもないのです、なるべく幅広い購入のチャンス、機会を設けるという意味合いを重視しまして、今回は町外も認めております。

これは、ケース・バイ・ケースかと思うのです。助成の趣旨に沿って、町内に限定して、町内でも十分買えるものであれば、町内で限定して町内の振興にも寄与するということが必要だと思うのですけれども、今回の場合は、いろいろな機種が多いという部分で、限定をしていないということでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。今後そういうことでお願いしたいと思います。

そこで、助成額78万4,300円だったのですけれども、最大で5万円ですよ。32件ということは、この金額になるのかな。また、コンポストも13件、それは半額なのですが、その辺の中身を教えてください。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

生ごみ処理機の助成の中身ですけれども、具体的に電動の乾燥式のタイプと、コンポスト式のタイプに、大きく分けて二つに分かれるわけですが、電動の生ごみ処理機、乾燥式のほうですと、どちらも補助は2分の1の補助となっております。生ごみ処理機、電動の乾燥式ですと、補助限度額が5万円までですので、本体機器10万円に対して半分の5万円というところが上限となっております。コンポスト式につきましては、大体ですけれども、値段が一つ1万円程度のもので、容量によって多少金額が上下されるもので、それに対する2分の1ということになってございます。2分の1の助成ですけれども、100円未満につきましては、端数は整理させていただきますので、そういった形での支給となっております。

失礼しました。現在で78万4,300円ということですが端数が出ていますけれども、100円未満の端数整理の部分で端数が出ているということ。上限に達しない場合、先ほど10万円が機器本体の上限ということで説明しましたけれども、10万円に満たない機器もありますので、そういった部分で、上限に達しないということでの金額になっております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

まだ購入件数がかなり少ないということです。そこで、購入拡大のために、例えば乾燥方式、乾燥機を使用した場合、生ごみの量が10分の1にまで落とせるというデータがあるわけですが。そういうPRをしないと駄目だと。そうすると、10分の1で済むということは、指定ごみ10枚が1枚で済むということ、極端に言うと。そういうことになるわけです。だから、家計の節約にもつながるメリットがあるということで、拡大に対して、しっかりこういうことをPRして、ただ、買ってくれ、50%も必要だけれども、こういうメリットもあるということを公表していただきたいのです。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいま議員からご指摘のございました、補助金を使用して導入した方々の声、そちらですけれども、こちらの補助金交付要綱の第3条の3号なのですけれども、町が行う使用状況

の調査等に協力できるものというところで、補助対象者の要件として、そちらを項目の一つに追加というか、規定させてもらっています。制度が始まってまだ5か月ですので、実際に購入した方の使用状況とか感想とか、そういったレビューをいずれアンケート等で調査しまして、そういった声を町民の皆さんに広めて、普及を進めていきたいと考えておりますけれども、そういったことで、今後取り組む予定で考えてございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そういうことで、やはりこういうPRとか、町民向けというのは大事だと思うのです。町は広報たいきでごみの減量を呼びかけているのですが、町民は、管内19市町村で人口12番目に対して分担率が2.25と高い、こういう数値は分かった。ところが、そういうふうに書かれていても町民は内容が分からない。何でこういう数値なのかということなのです。そこで、他の町とやはり比較して数字を出す。それを広報たいきでも何でもいいから、そういう形をつくる。だから、削減をお願いしたいと。

例えば、ちょっと比較してみたいと思うのですが、他の町とごみ量、金額を比較するとね、例えば人口12番目、これに対して分担率も同じ12番目。12番目に大樹がいたとしたら、その分担率が12番目のところというのは足寄町なのです。だから、人口は7番目に多い町で、大樹と足寄を比較すると、大樹町の人口5,400人で、足寄町は6,400人、1,000人多いのです。人口の多い町。

まず、可燃ごみの量、大樹町は年1,631トン、1人当たり302キロ。足寄町765トン、1人当たり119キロ、こんなに差があるのです。まずそこで、数字、なぜかといったら、この中の企業系ごみが、大樹町が約950トン、足寄町330トン、ここでまた、企業系のごみが多いということが分かると思うのです。それはごみの重さの話です。

次に、例えば負担額にしても……。

○議 長

西山議員、要点をまとめてお願いします。

○西山弘志議員

とりあえず、これだけの差があるということ。

また、金額にしても、維持管理費5億円です。ところが1人当たり約9万何ぼです。足寄町、1人当たり4万2,000円、数字が違う。そういうことで、こういう数字を、何で5番目に高いのかと。こういう数字を出して町民に見せない。ただ下げれば下げればではなくて、それをお願いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員ご指摘のとおり、これまでは自己処理、大樹と広尾の2町で、その前は忠類も入って

いましたけれども、それで完結していたので。町民サービス、住民サービスだということで、持込みごみの無料化、事業系のごみもいいですということやってきたということのしわよせといたしますか、弊害がこの仕組みの中では出てしまったということもあろうかと思えます。

そこで、減量化を進めていかないと、ずっとこの高い比率で行くというのは負担が大きくなりますので、最初、出だしが高いというのは、もう既に決まっている数字でありますので、これはやむを得ないのですけれども、今後に向けては減らして行って、先ほど言いました足寄ぐらいのレベルまで減量化するということが必要だろうということで、まずは持込みごみの有料化を始めたということでもあります。これは、事業系のごみも有料化でありますので、大樹町でも今回補正予算を認めていただいておりますけれども、結構な額になるということでございまして、これにまず有料化ですというところで、事業所でも家庭でも、まずは分別なのです。資源に回るものを燃えるごみに出してしまうと負担がかかると。資源は、資源だと出すほうも無料ですし、受取るほうもリサイクルに回して、幾ばくかのお金になるものもありますし、無料で引取ってもらうものもあるということでもありますので、まずは分別をしていただく。それから、生ごみは軽量化していただくということの取組を進めて行って、減量。人口1人当たりの負担が平均に近づくように努力していきたいと思っております。

そのために、議員言われるように、なぜ高いのか、今どういう状況にあるのか、ほかの町はどうかというようなことを比較して出すというのは非常に有効だと思います。そういったことで、広報等でPRをしていきたいと思っております。ごみの減量化につきましては、ずっと去年からキャンペーンのように、広報紙で毎月のように出し方とか、いろいろ分別のこととかを出しているのですけれども、その中で、今現状こういうことで、ほかの町よりもこんなに多いのですということを出すことも有効かと思っておりますので、やっていきたいと思えます。

#### ○議 長

西山弘志君。

#### ○西山弘志議員

そういう取組が大事だと私は感じています。

そこで、第6期大樹町総合計画第4章の2、ごみの減量化、未来につながる町ということですが、これは産業廃棄物、要は企業系ごみ。また数字出して申し訳ないのですが、大樹町のごみが6,301トンあるうちの家庭ごみが552トンで、企業ごみ949トン、町のごみと比較したってとんでもない、2倍、3倍多いです、企業系が。

そこで、同じ南十勝衛生センターに広尾町も同じように持込んでいます。そこで、広尾町は大樹より人口が多い、6,300人ぐらいかな。そこで、大樹町は、さっき言った949トン、広尾町は208トンとなっているのです。ただ、家庭ごみは広尾町のほうが多いのは確かです。合計すると大樹のほうが多いということなのです。

そういうことで、これだけの差が出るということは、事業ごみの削減対策、町は、急務と

して取り扱うべきだと私は思います。だから、排出指導の強化と今後の取組、家庭ごみを減らしても企業系ごみが減らない、これでは削減にならないと思うのです。企業系ごみもこれから重さで払っていく。だから、削減されないのなら負担金も考えるべきではないかと思えます。

○議 長

西山議員、今日の一般質問は、タイトル、何でしたか。生ごみの減量化と資源化の取組についてです。企業ごみは別ですよ。だから、そこにシフトを置いて、再度、再質問をお願いいたします。

○西山弘志議員

企業ごみだって、ごみはごみとして出しているのです。

○議 長

でも、生ごみの減量化と資源化の取組について、そういうタイトルなので、そこにシフトを置いて再質問をお願いします。

西山弘志君。

○西山弘志議員

また止められてしまうかもしれないのですが、ちょっと言わせてもらいますけれども、駄目ですか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○議 長

再開いたします。

西山弘志君。

○西山弘志議員

生ごみに限定、資源ごみに限定になってしまったのだけれども、文章で1行あったのですけれども、それ削除してしまったから、こういうことになってしまって、申し訳ないです。この削除でちょっと困った。

10月から南十勝衛生から持込みが有料化になるということは、触れて駄目なのですか。それで、今後、不法投棄が始まるのではないかと。この対策も考えていただきたいのと。例えば持込みごみ10キロ150円。例えば粗大ごみ用の袋が120円。例として、30キロをそこにやったら450円。でも、ごみステーションの横に置いたら120円ということ、ごみステーションのごみが増えるのではないかとということで、これはやめます。

先ほど、町長がごみの数字を出してもらいました。総合計画の中の達成度を図るための試

算、一般廃棄物で、令和4年度、実績が1,984トン、5年では目標が1,743トンと  
たわれているのです。ところがこちらでは違うのだけれども、総合計画のほうを見ると、量、  
10年で244トンしか削減されないと。人口減少分を計算した数字なのかと思うのだけ  
れども、数値の見直し、この数値で削減14%、ちょっと甘いのではないかと思うのですが、  
いかがでしょうか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○議 長

再開します。

黒川町長。

○黒川町長

ごみの減量につきましては、令和2年に作成しております一般廃棄物処理基本計画とい  
うのがございまして、そちらがあるのと、令和5年度につくった総合計画の数字目標という  
ものがあります。どちらも高いレベルの目標ではないかという感じで、現実的な数字という  
ところになっているかと思いますが、そこを超えるように努力してまいりたいと思ってお  
ります。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

私の質問事項がちょっと甘かったので、生ごみのほうをやっていたのけれども、本当  
はまだまだ聞きたいことがいっぱいあるので、次回、改めてそちらのほうの一般質問をした  
いと思います。

そこで、最後にですが、ごみの排出量の削減対策、これは町の急務である。これは、よろ  
しく願って一般質問を終わります。

○議 長

次に、1番播間章浩君。

○播間章浩議員

さきに通告しておりました高齢者・障害者のサポート体制についてお伺いいたします。

近年、高齢者の増加に比例して認知症の高齢者が増加しており、厚生労働省の推計による  
と、2025年には認知症高齢者が471万人となり、2040年には584万人に上ると  
推計されており、その支援体制が地域社会において重要な課題となっていると考えており  
ます。

また、内閣府の令和5年版障害者白書によりますと、身体・知的・精神障がい者の概数は、全国的に1,160万人に上ると推計されており、町内においても、取り巻く環境や支援に関する課題は例外的なものではないと考えております。

認知症高齢者と自己判断が難しい障がい者と、その家族が安心して生活できる環境整備が必要であると考えております。

そこで、以下の点をお伺いします。

- 1、認知症予防の取組について。
- 2、認知症高齢者に対する現状のサポート体制について。
- 3、障がい者に対する現状のサポート体制について。
- 4、地域団体・医療機関・福祉施設等の連携状況について。
- 5、成年後見制度の支援体制について。
- 6、成年後見人の養成について。

以上、よろしくお願ひいたします。

## ○議 長

黒川町長。

## ○黒川町長

播間議員ご質問の高齢者・障がい者のサポート体制についてお答えをいたします。

1点目の認知症予防の取組につきましては、高齢者を対象とした各種の介護予防教室を実施しており、ふまねっと、音楽体操、吹き矢、健康マージャンなど、通年で参加できるよう毎月開催しております。

また、多くの研究で、中年期の生活習慣病が高齢期の認知症発症に関与すると報告されており、糖尿病、高血圧、脂質異常症などによる脳へのダメージを予防することが大変重要であります。そのため、乳幼児健診から特定健診に至るまで、生活習慣病発症予防、重症化予防のための保健指導を強化することにより、認知症予防に取り組んでおります。

2点目の認知症高齢者に対する現状のサポート体制につきましては、認知機能の低下により生活支援や介護が必要となる方には、介護保険の要介護認定を受けていただき、ケアマネジャーの支援により、訪問介護や通所介護、短期入所などの介護保険サービスを利用できるようサポートしております。

また、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業では、日常的な生活費の管理、福祉サービス利用や困りごとについてサポート支援を実施しています。さらに、平成28年から認知症サポーター養成講座を実施し、受講者は延べ1,072名となっており、認知症カフェの運営などを通じ、認知症の方に優しい地域づくりを進めております。

3点目の障がい者に対する現状のサポート体制につきましては、現在、総合相談による福祉サービス利用支援、4種の交通費助成事業。生活支援として、配食サービス、除雪サービス、福祉車両貸出事業などのサポート事業を行っております。

4点目の地域団体・医療機関・福祉施設等との連携状況につきましては、高齢者や障がい

のある方が地域で安心して暮らせるためには、医療、介護、その他の関係機関が連携し、切れ目のない包括的な支援を行うことが重要です。

本町では、町内介護支援事業所や社会福祉協議会が参画する地域ケア会議、医療機関との入退院連携システム及び連絡会議、民生委員協議会との連携、障がい者の生活支援ネットワーク会議、徘徊高齢者等SOSネットワークシステムなどを実施し、連携しております。

5点目の成年後見制度の支援体制につきましては、地域包括支援センターにおいて、権利擁護業務として、制度に関心のある方や必要性のある方への相談対応をしており、広報やパンフレットを活用して制度周知を行っております。

また、町内の福祉介護関係者へ成年後見制度の伝達講習を行い、関係者間の理解、連携を深める取組を実施しています。

さらに、大樹町成年後見制度利用支援事業により、生活保護法の被保護者と費用負担により、生活保護法の要保護者となる方へ、申立費用や判断能力鑑定費用を支援しております。

6点目の成年後見人の養成につきましては、日本成年後見法学会の試算から、人口の1%が何らかの後見支援が必要と思われると推計がなされております。また、現在把握している認知症高齢者・障がい者の人数を考慮すると、本町においても成年後見人を養成する必要性はあると感じております。しかし、成年後見人が着実に活動していくためには、まず、制度の周知を進め、地域課題やニーズの把握を行い、後見支援の担い手を養成する体制づくりを含めた成年後見制度利用促進計画の策定を行い、権利擁護支援のコーディネート機能を発揮できる中核機関を設置するよう検討を進めてまいります。

#### ○議長

播間章浩君。

#### ○播間章浩議員

まず1点目、認知症予防の取組につきまして、高齢者を対象とした介護予防教室を実施しているということです。こちら毎月開催されているということなのですが、どのような方を対象に、また、どれぐらいの参加者がいるのでしょうか、この辺りをまず確認させていただければと思います。

#### ○議長

明日見保健福祉課参事。

#### ○明日見保健福祉課参事

介護予防教室の参加、どのような対象の方が参加されているかということ、内容についてですが、参加されている方は、65歳以上の町民ということで、介護認定を受ける前の方が対象となっております。

また、内容についてですが、予防教室の種類としては、ふまねっと、音楽体操、吹き矢、健康マージャンの4種類があるのですが、ふまねっとについては、5年度の実績でいきますと、実人数の参加は60名、延べ参加人数は959名、約1,000人近くとなっております。音楽体操は、実人数で65名の参加、延べで797名の参加となっております。健康マー

ジャンについては、実人数で30名、延べで436名。吹き矢については、実人数で12名で、延べ137名となっております。

また、ふまねっとと音楽体操については、参加の方を支えるサポーターの参加もあり、その方たちの介護予防にもなっているかと考えております。

以上です。

**○議 長**

播間章浩君。

**○播間章浩議員**

日常予防の取組について、介護予防教室の内容については分かりました。

それで、特定健診、脳のダメージを和らげる、予防するためにというところで、特定健診をされているというところで、生活習慣病の発症予防、この辺りは大切かと思っております。

また、町の取組で脳ドックというのも行われているかと思ひまして、30歳以上の成人に対して一度のみの受診の補助をされているというところで、この辺りも早期発見だったり、予防という意味では非常にいい取組かと思っております。

ただ、認知症予防、早期発見というの、割と私も専門的なものではないのですが、一番多いアルツハイマーというのは、徐々に進行していく病気ということで理解しているのですけれども、そういったところで、例えば30歳以上で、初回受診のみというところをもうちょっと回数を増やしてみてもどうかというところで感じております。

また、最近では、特定健診の中に入っているか分からないのですけれども、血液検査でもある程度認知症の診断が可能というところで、実際、ほかの健康診断でもオプション的なところで実施されている機関も多くなってきているかと思ひます。この辺り、血液検査になりますと割と簡易的で、脳ドックよりも費用を安価に抑えながら、予防しながら、そういったリスクを先に知って、自分の生活習慣の改善とかに役立つのではないかと考えておりますが。

その2点、脳ドックの回数についてと、血液検査の取込みについてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

**○議 長**

瀬尾保健福祉課参事。

**○瀬尾保健福祉課参事**

脳ドックの助成についてですけれども、現在、30歳以上の町民で初回受診者の方と、前回、脳ドックを受けて10年以上たっている74歳以下の方、1回目を受けて10年以上たっている方ということで、74歳以下の方を対象に脳ドックを希望する方は受診していただけるという体制に変えております。

血液検査で認知症をスクリーニングするというのですが、現在、特定健診にはそういう項目は入っていません。生活習慣病予防ということが、脳のダメージを和らげるということで、そちらのほうが重要かと思っております。血液検査については脳ドックのほうにも入っ

ておりませんし、脳ドックのほうでは、認知機能テスト、記憶力のテストとか、そういうものは項目として入っているのですが、血液検査とかというのも脳ドックには入っておりませんので、今のところ血液検査のほうは、通常の検査では実施できないという形になっております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そうしますと、入れる予定はないという単純な理解でよろしいでしょうか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

通常の健診にオプションで入れる項目には、今のところ検査は入っておりませんので、予定はございません。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

分かりました。

そうしましたら、2点目の認知症高齢者に対する現状のサポート体制につきまして、現状、介護保険サービスを利用できるようにサポートされているというところと、認知症サポーターというところでご答弁いただいております。認知症サポーターについては、私も事前に町のホームページ等を調べさせていただいて、累計1,072人、令和6年7月現在いらっしゃるということで確認をさせていただいております。

それで、認知症カフェの運営を通じてというところもあるのですが、具体的に認知症カフェというところは、どのような運営をされていて、どれぐらいの頻度でやられているのか。また、認知症サポーターの養成状況と活動状況、この辺りを確認させていただけますでしょうか。

○議 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

まず、1点目の認知症カフェ、愛称を「あいじゅカフェ」と言っていますが、運営は一応地域支援事業の中のメニューで行っているものです。月1回、らいふで開催をしております。参加されている方は、実人数は10名ぐらいいらっしゃるのですが、ご都合により、毎回7名から8名ぐらいの参加で、認知症のある方、または認知症のある方を介護している方、または認知症について心配をしている方、予防したい方、それと社会福祉士などの専門職が参加しまして、お茶を飲みながら情報交換ですとか、学習をしたり、交流、レクレーションをしたりですとか、気軽に集まるような場になっております。

認知症サポーターの養成状況ですが、平成28年から養成を始めまして、養成をしている団体が老人クラブですとか、行政区ですとか、ボランティア団体、町内の各種の団体から要請がありまして、令和2年ぐらいまでに、結構集中的に養成させていただきました。また、高校生からも、2年生なのですが、毎年1回受講の要請があります。今は、高校生と企業から、新規で就職された方に要請依頼がありまして、要請がありましたら受講を開催している形になります。

サポーターの活動状況ですけれども、認知症カフェの運営もそうなのですが、介護予防事業、ふまねっとですとか音楽体操のサポーターとして活動されています。約50名の方が活動されています。それと、ふれあいサポーター、社協で運営しているのですが、主に訪問活動が中心なのですが、見守りでしたり、お話し相手でしたり、お家の中のちょっとした困り事のお手伝いなどをされています。登録している方は、今現在89名です。

サポーターの養成の趣旨が、認知症を正しく理解をし、日々の生活の中で本人、家族を温かく見守り、ささやかに支援するということですので、養成した方については、地域の集いの場であったり、老人クラブ活動であったり、または、職域などで、日々の暮らしの中で学びを活かしたり、適切な関わりなどの対応されていることと考えています。

以上でございます。

#### ○議 長

播間章浩君。

#### ○播間章浩議員

認知症サポーターの活動、意外と言った失礼かもしれないのですが、養成を受けて終わりかと思ったのですが、その後、協力していただいている方も複数名、数十名いらっしゃるということで、非常に心強いかと感じております。

さきにも述べましたが、2025年には認知症高齢者が471万人になって、2040年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には584万人に上ると推計されておりまして、別の推計によりますと、2025年、来年には700万人という、研究機関が違うところによりますと、そういった推計も出されております。2025年に700万人となりますと、高齢者のおよそ5人に1人が認知症というところで、そういった推計も出されておまして、非常に身近な病気であると感じております。

そういった中で、認知症サポーターの方、そういった協力をいただいているというところは心強いと思うのですが、さらに地域の支援の輪というところも必要かと感じておりますが、今後、例えば協力いただきたいことだとか、現時点で認知症サポーターに期待されていることがあれば教えていただきたいと思っております。

#### ○議 長

明日見保健福祉課参事。

#### ○明日見保健福祉課参事

認知症サポーターに今後期待したいことですが、養成講座を始めてからかれこれ6、7年、

8年たちますので、学んだことも活かされていると思うのですが、復習も兼ねてフォローアップ研修をしたいということで、原課では考えていることと。

認知症基本法の中で、チームオレンジの活躍ということも期待されているところで、それは、サポーター養成の講習を受けた方が、認知症予防ですとか認知症の方を支えるために地域で何かを、具体的な活動をしようではないかということが求められております。

私どもで今考えているのは、認知症の方のための通いの場ですとか、集まりの場というのをもうちょっと広げていくですとか、認知症でご自宅で暮らしている方の生活を支えるようなシステムがもうちょっと何か増えたらいいということは考えているところです。

以上です。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

播間章浩君。

○播間章浩議員

認知症サポーターの件、現状の活動状況については分かりました。今後さらなる地域の支援というか、そういったものが必要だと思っておりますので、引き続き養成等をお願いいたします。

次に、3点目、障がい者に対する現状のサポート体制についてというところで、私も大きなくりで聞いてしまっていましたので、一般的な福祉サービスの利用支援だとか、交通費の助成事業というところでご答弁いただいております。

今回、特に触れたかったのが、自己判断が難しい知的・精神障がいのある方について触れさせていただきたかったのですが、自己判断が難しい障がいのある方について、その家族が安心して生活できる環境整備が必要であると考えております。

大樹町内においても、自己判断が難しい障がい者の方、家族の支援がない方、もしくは両親が高齢で障がい者の現状、支援ができていない方、そういった方もいるということでお伺いしております。

そこで、そういった障がいのある方の現状。今、親なき後問題というところで、障がいある方の親がいなくて家族の支援がないという方もいらっしゃるということでお聞きしておりますけれども、大樹町での現状をどこまで把握されているか。あと、今後の支援体制、その辺りをどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

**○議 長**

再開いたします。

明日見保健福祉課参事。

**○明日見保健福祉課参事**

障がいのある方で、親御さんのいらっしゃらない方もいらっしゃるのですけれども、今、把握しているところでは、何らかの障がい介護サービスが必要な方については、区分認定を受けていただいていますので、その方について、名簿と状況について、あとは、お住まいの場所について把握はしていますのと。在宅で支援が必要な方については、ご本人なり地域の方なり、民生委員なりにご相談があった場合には、地域包括支援センターで、相談支援員のほうで、どのような支援が必要かということ、まず相談に乗って、サービスにつなげているということが現状です。

お1人お1人について全てを把握はできていないと思うのですけれども、相談のあった方については、家族構成ですとか、暮らし方については把握しているような状況です。

以上です。

**○議 長**

播間章浩君。

**○播間章浩議員**

現状、大樹町内でも両親が既に他界して、障がいのある方も現実にいらっしゃるということでお伺いしております。今後の支援体制、環境づくりは必要だと思っておりますので、今後もその辺りは、町としても注視していただきたいと考えております。

次に、4点目、地域団体・医療機関・福祉団体との連携状況につきまして、包括的な支援を行っているというところです。各種団体と連携しておりますというところでご答弁いただいております。

高齢者のサポートにつきましては、介護保険制度を適用して、充実したサポート体制が用意されていると考えておりますが、介護の根幹となります介護従事者を増やすような政策・施策、今後の取組についての現状、あればお聞きしたいと思います。

**○議 長**

明日見保健福祉課参事。

**○明日見保健福祉課参事**

介護従事者を増やす取組についての現状ですが、今現在は、年に1回、毎年ですけれども、社会福祉協議会と連携しまして、委託をしまして、介護職員初任者研修を実施しております。

あとは、介護専門職の養成校からの実習については、積極的に町内でも受入れをしているところでは、

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

今後の高齢者・障がい者のサポート支援につきまして、ちょっと後にも触れたいと思っておりますが、成年後見人等の養成、この辺りも必要かと考えておりますが、それと同時に、介護従事者の確保、養成というのも同時に必要かと考えております。

この辺りもちよっと調べてみたところ、十勝管内多くの市町村で介護従事者確保のための様々な取組がされておりました。大樹町のところを調べてみると、あまりそういった取組がされていないように感じております。

十勝管内でちょっと調べてみた事例でいきますと、清水町でいきますと、介護人材育成確保事業助成金、対象となる研修だったり資格を取るための助成です。芽室町では、学生介護チャレンジ事業というところで、学生に対して、働いてくれた方、チャレンジしてくれた方については、時給で町のほうでサポートするとか、そういった仕組みも取っておりました。更別においては、雇用対策事業というところで、事業者において支援をしております。池田町におきましては、就労に対する支援助成金。足寄町では、介護従事者に対する住宅準備支援補助金、この辺りを行っておりました。幕別町においては、奨学金免除というところで、一定期間介護従事していただいた方の奨学金免除というところで取組をされております。

そういったところで、今後、高齢者を支えていく介護人材、そういったところは定住につながる対策かと思えますけれども、この辺りの対策について、いかがお考えでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ただいま介護従事者を確保するための施策ということで、管内でいろいろ行っているということでもあります。管内それぞれの町村での介護事業所の在り方がそれぞれ違う部分もあると思うのです。民間がやっているところが多いかと思えますし、大樹町の場合は直営でやっている部分もありますし、民間もやっている部分もございます。

そんな中で、介護人材の確保のために、各町村の奨学金的な、あるいは貸付金的なものを交付しているところが結構多いというのを感じております。私も資料を頂いておりますので、奨学金あるいは支援金、あるいは事業所に対する補助というような形態がそれぞれいろいろありまして、これ千差万別でいろいろなやり方があるかと思えます。大樹町においてもこういったことが必要かどうかということも含めて、もう少し内容を精査しまして、大樹町にあってはどうかという議論を進めていきたいと思っております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

実際、介護事業所に従事されている方のお話も聞きますと、人材不足というところで、人材確保に苦勞されているということでお聞きしております。そういった対策ができれば、各市町村やり方は違うのですけれども、そういった人材確保のための動きがあれば、定住につながって、介護の人材不足と定住対策と一石二鳥かというところもありますので、ぜひご検討いただきたいなと思っておりますのと。

こちらについては、6期総合計画の中でも、介護事業所の人材育成・人材確保に向けた取組の支援を行いますというところで明言されております。ぜひその辺りも踏まえて、取組をお願いしたいと思います。

次に、成年後見制度の支援体制につきまして、権利擁護業務として周知徹底を行っておりますというところです。さらに、大樹町では成年後見制度支援事業というところで、生活保護者の方の支援事業も行っているというところで確認を取らせていただきました。

現状、成年後見制度の利用支援事業につきまして、これまでどれぐらいの実績があったか、まず確認させていただきたいと思います。

○議 長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

成年後見制度利用支援事業の利用実績ですが、過去にはございません。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

この制度、私も大樹町でやっているというのは、認識不足で知らなかったところがあったのですけれども、改めて調べてみますと、平成22年に制定されていたようで、それなりの期間が経過していたというところで、その中でも利用実績がないというところ、逆に驚くところではあったのですけれども。私も知らなかったというところもあるのですけれども、ホームページで、例えば「大樹町成年後見」とかで調べると、権利擁護事業として成年後見制度がありますという周知があるページと、また、支援を行いますというページが別々なところであって、要は、この制度までたどり着けなかったというのが私自身の実態ではあるのですけれども、探し方が悪かったといえればそれまでかもしれないのですけれども、周知の部分をしっかり確認していただきたいのと。

利用実績がないというのは、例えば町内の施設があります。老人ホームだとか、そういったところで、身寄りのない認知症の方の事例だとか、そういった事例は、逆にはないのでしょうか、その今の実態をまず確認させていただけないでしょうか。

○議 長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

**○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長**

特別養護老人ホームの関係でございます。現在のところ、身元といいましょうか、家族もしくは連絡を取れる方が入所者という形になっておりますので、現在の中では、特養ではそういう事例はございません。

以上でございます。

**○議 長**

水津保健福祉課長。

**○水津保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長**

成年後見人のホームページの関係でございますが、調べ方によっては見づらいという部分があるということでお聞きしましたので、今後、帰って整理のほうをさせていただきたいと思えます。

**○議 長**

播間章浩君。

**○播間章浩議員**

分かりました。身寄りのない方でも、そういった事例がないというところで、そうなるとなかなか利用実績にもつながらないのかというところもあるのですけれども。

実際、今後、さきにも触れたとおり認知症高齢者というのは増えていくと思えます。同時に、家族の支援がない方という、本当に身寄りのない方というのも増えていくと予想されます。同時に、先ほど触れましたとおり、家族がいない方の障がいのある方というのも今後増えていくだろうと予測しておりますけれども、いずれそういった成年後見制度を活用したい方の支援というのが必要になるかと考えております。

例えば、今、事例がないということでありましてけれども、例えば入所された方、そういった方が入所されたとき、お金の支払いは誰がやるのだというところと、入所されていて、自己判断ができない方が、例えば病院に行きましたというときに誰がお金を払うのだというところで、実際、平成22年に制定されてから16年ぐらいたっている中、過去にそういう事例がなかったというところで、逆に不思議に思うところであるのですけれども、今後そういった支援は必要になっていくと思えますので、今からでも、さらに整備が必要かなと考えております。

この支援制度の利用実績といえますのは、逆に、生活保護者に限られている支援になっておりました。要綱も確認させていただいたのですけれども、ただ、生活保護者だけではない、生活に困っている方というのもいらっしゃると思えます。生活保護に準じる方といえますか、そういった方の支援も必要かと考えておりますけれども、利用実績がないからだと思うのですけれども、平成22年から全く制度の内容、要綱の内容が変わっていないように見受けられました。今後、生活保護者以外の支援というのにも必要な事例が出てくるかと思うのですけれども、この辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

超高齢社会を迎えている中で、あるいは、障がいを持っている方で自己判断ができない方の親が先に亡くなってしまふという事例というのは、当然に想像できるというか、あり得ることでありまして、そういった場合に成年後見制度を活用しませんと、悪徳業者に財産を全て持っていかれるということも十分あり得ることかと思ひます。

そういった面で、成年後見制度を利用するということが非常に必要になってくる。そういったことで平成22年に制度も持っているのですが、実際に使われていないという部分では、実は制度をあまり知られていないということもあろうかと思ひます。本来ですと、相談に来ていただけたらよかつたのにとということもあつたのではないかと類推するところでもありますけれども、そういう部分では、この制度の周知をまずしっかり行ひまして、それから、ニーズを把握して、計画的に実施していくと。どういったサポートが必要で、どういったことが行政としてやるべきなのかという部分、今言われました生活保護だけでなくという部分も含めて、十分な検討が必要かと思ひております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そういったところで、成年後見制度支援事業につきましては、さらなる周知と支援体制の確立というのもお願ひしていきたくと思ひております。

それと同時に、6点目です。成年後見人の養成につきましては、なかなかこれも一般的ではないというか、周知されていないというところもありまして、なかなか成年後見人になってくれるような方というの、実情としては難しいかと思ひております。

ただ、十勝管内で調べてみますと、14市町村のほうで成年後見センター等を設置しております。その中で、社教が中心になって、中核機関となって市民後見人を養成したり、法人後見というところで、社教で、身寄りのない方を受けて、養成した市民が後見人となって実動していくという制度が、管内14市町村で行われております。この辺りは、大樹町は未対応かと思ひておりますが、そういった法人後見、社会福祉協議会だったり、そういった信用できる団体を通じながら人を養成していかないと、今後、超高齢化社会に対応できないのではないかと考へておりますが、この辺りはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、後見人養成の窓口を社会福祉協議会等々、14町村のほとんどは社会福祉協議会かと思ひます。そのように聞いておりますけれども、社会福祉協議会にお願ひをすることでも必要だと思ひておりますが、ただお願ひしても、社会福祉協議会は受入れら

れないと思いますので、やはりそういった職員、スタッフの配置というのが必要になってくるのかと思っております、その辺も含めまして、中核機関ということでの努力義務ではありますけれども、言われるように、必要性が迫っているというところでは、社会福祉協議会と十分に協議をしながら、必要な体制というのはどういったことになるのかというところも含めて、先ほどの周知とかニーズの把握も含めて、社会福祉協議会とも協議も進めていきたいと考えております。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

本当に迫っているというところで、5年後、10年後のことを考えると、やっぱり今から動いていく必要があるかと感じております。

後見人といいますのも、それなりの知識も必要になってくるかと思っておりますので、すぐやっってください、市民後見に登録してくださいということで、すぐ登録できるものではないと思っておりますので、養成にも時間がかかると思っております。

その点を踏まえて、もう既に管内14市町村は動いておりますので、事例、実例というのはそれぞれあるかと思っておりますので、この辺りは早期に取り組むべきかと考えております。

6期総合計画の中でも認知症の方の権利擁護の観点から、こういった支援体制、適切な支援を行いますというところで、こちらのほうも確認させていただいております。

今回触れました超高齢化社会に対応する後見制度を含めて、先ほど触れた介護人材の育成・確保、この辺りについて、最後、町長の考えをお聞きしたいと、今後の施策について考えていることがあればお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

介護予防に取り組む介護サポーター、サポーター養成講座につきましては、1,000人を超える方が受講していただき、また数十名の方が介護予防教室等でサポートに当たっていただいているということは、地域社会の中で支える側の、自助、共助、公助の仕組みの一つの好事例になっているのではないかと考えているところであります。

今後年齢構成が高齢者にシフトしていくという部分でいきますと、サポートされる方が増えて、サポートする方が足りなくなるという事態もあるかと思っておりますので、そういった部分では、引き続きサポーター養成を続けていく、そして確保していくということが大事かと思っております。

また、成年後見人の養成につきましても、ニーズがないから止まっているようなところがありまして、実際、本当にニーズがないのかといいますと、把握もはっきりできていなかった。先ほどの答弁でも、相談に来た部分は分かっているけれども、それ以外はよく分かって

いないというような状況でありますので、この辺は、こちらから出かけて行って、やはり障がい者の方で家族の方がいない方とか、あるいは高齢者で独居の方がおられると思いますので、そういったところのニーズの把握という部分、制度の周知とニーズの把握、そして、社協との協議を進めながら、後見人養成の体制をつくっていくということに取り組んでいきたいと思っております。

**○議 長**

播間章浩君。

**○播間章浩議員**

以上になります。

認知症高齢者と判断能力が難しい障がい者の、繰り返しになりますけれども、家族が安心して生活できる環境整備、これは徐々に整備していく必要があると考えておりますので、今、町長答弁がありましたとおり、実態把握から含めてお願いしたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

**○議 長**

次に、4番吉岡信弘君。

**○吉岡信弘議員**

さきに通告しております道の駅コスモール大樹の魅力アップについて、町長にお伺いいたします。

近年、管内では音更町、士幌町、上士幌町に新たな道の駅が建設されております。大変にぎわいを見せております。私も訪問しておりますけれども、そのように感じております。また、中札内村も依然として人気が高いと感じています。

町では、道の駅コスモール大樹の魅力アップに向けた検討委員会を立ち上げ、町長が委員長となり、7月16日に委員会を開催しております。帯広広尾自動車道の忠類大樹インターチェンジから大樹インターチェンジ間の完成が間近であると伺っております。観光客の増加が見込まれることから、道の駅の魅力アップはますます重要になると考えられます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

- 1、既存施設の利用と町長の構想について。
- 2、道の駅の集客力アップの目玉づくりについて。
- 3、町民からのアイデア募集について。

以上、お願いします。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

吉岡議員ご質問の道の駅コスモール大樹、魅力アップについてお答えをいたします。

1点目の既存施設の利用と町長の構想につきましては、現在、道の駅コスモール大樹、魅力アップに向けた検討委員会を立ち上げ、移転の可能性も含めて議論をしているところで

ありますが、すぐに建て替えをするということではなく、まずは既存施設において活性化を図っていくということが肝要であり、そのためにも運営体制の見直しを優先的に検討していきたいと考えております。

2点目の集客力アップの目玉づくりにつきましては、大樹町ならではの特産品の充実や飲食ができるフードコートの設置など、第6期総合計画のアンケート調査や検討委員会でも意見として挙げられておりますので、今後、集客力のある道の駅の視察を行いながら、大樹町にふさわしい目玉づくりを検討し、魅力向上を図っていききたいと考えています。

3点目の町民からのアイデア募集につきましては、町長に就任してから開催しているいき未来共創会議やブロック別住民懇談会などにおいて、参加者から様々なご意見やアイデアをいただいているところでもあります。先月開催した未来共創会議でもご意見をいただいたところでありまして、これから開催する住民懇談会でもご意見やアイデアをお聞きしていきたいと思っております。

**○議 長**

吉岡信弘君。

**○吉岡信弘議員**

再質問させていただきます。

町の財政との関係もありますので、新たな道の駅建設ではなく、現在の施設の利用により進めるということですが、改めてその理由をお聞かせ願います。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

まず、現在の体制といいますか、道の駅を運営している組織につきましては、TMO（タウンマネジメント機関）という、設立当初から、経済センターを建設した段階からある組織でありまして、そちらの管理ということになっておりまして、実質的には商工会が運営しているという状況であります。その体制で運営しているところではありますけれども、なかなか即決即断がしにくい体制であると私どもも感じておりまして、その辺の体制の見直し、一般的な商店等々でありましたら即決即断といいますか、そういったことが可能なのですけれども、なかなか組織運営になりますと、少し時間がかかってしまうということもあります。

様々な要因がございますけれども、そういった部分では、まずは組織の在り方のところからまずは検討していきたいということで、先月行いました魅力アップの会議においても、私から提案して話し合いをしたところでありまして、まずは、あのキャパシティの中で、いろいろ条件不利な部分があります。場所的にも駐車場に入りづらいとか、駐車場が狭いとか、ほかの道の駅から比べて店舗もあまり広くないというところで、ハンデがあるというか、道の駅をやろうと思って建てた建物ではなくて、建てた建物の中に道の駅をつくったということもありまして、ちょっと不自由な部分がある。ほかの道の駅から見ると、そういった部

分があって、条件不利だということもありますが、まずは、体制強化も含めて、店の中で活性化を図っていくということが肝要でないかと。

同じ体制で、仮に新しい道の駅をつくっても、客は増えるとは思いますがけれども、実際に活性化するかというと、きちんとした体制を強化してから取りかかるべきでないかということをお私に提案しております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

次に聞こうと思う内容も町長が今話されたことがあるのですが、コスモール大樹の運営、今言われたTMO、活動推進事業補助金によって運営されており、こういうことでいけば、建物は商工会の建物だと思いますけれども、こういう事業によって建設された経過もあるという中で、決定権は町にあると思うのですが、その辺は町に決定権があるということで受け取っていいのでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

商工会に委託をしているので、決定権、どこの決定権なのか分かりませんが、一般的な店のありようだとか販売の仕方とかっていうのは、商工会に委託をしているので、商工会が決定権があるかと思います。設置者は大樹町でありますので、設置に関して、ここに置くとか、ここをやめるとかというところは、設置者である大樹町に権限があるかと思いますがけれども、中身については商工会が権限があると認識しております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

魅力アップということの検討委員会という名目になっておりますので、いろいろそういう面で検討されるのかと思いますけれども、答弁では、運営体制を見直したいということで、それを優先的にやるのだと、検討したいのだということでございます。

検討委員会には商工会のメンバーも入っております。商工会が外部委託を視野に入れているという話もあるようですが、これは事実かどうか、お伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

外部委託といいますか、私が提案しているのは、指定管理制度でやれないだろうかということをお魅力アップ検討委員会の中で提案をしております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

道の駅の魅力アップが図られて、集客力がアップされればよいと思いますので、外部委託とか運営体制の変更を否定するものでは全くありませんけれども、検討委員会の中で、外部委託を視野に入れているという話もする中で、町長も、外部委託ではないけれども、指定管理を考えているという中でいえば、この検討委員会は、そのための検討委員会。委託を行ってしまえば検討委員会は必要なかったのではないかと思うのですけれども、指定管理をしていけば、別に検討委員会は必要なかったのではないかと思ってしまうわけですけれども、そこら辺は。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

指定管理が決まったということではなくて、一つの案として提案したものでありますので、まずは、町民から意見を募りたいということで、魅力アップに向けた検討委員会というのを設置して、在り方だけを検討するのではなくて、在り方も含め、施設の中身も含め、あるいは移転改築したらいいのではないかという意見も、意見としては何うという姿勢で臨んでおりますので、幅広にまず議論をしていただいて、その中の一つとして、体制の強化という部分で、指定管理という制度もどうですかというのを私から提案しているというところで、まだもんでもらっている内容であるということですので、検討意見が必要ないのではないかということではないと思います。検討委員会があつて、その中で指定管理のことも検討しているということでありませう。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今後、検討委員会の中で検討していくということでございますけれども、これまでどおり、指定管理等がもし仮に決まった場合は、公募していくということもあるのかと思いますけれども、今後、補助金の在り方等もあると思いますので、方針が決まったときには議会に協議いただきたいということで、まず、お願いしておきます。

次なのですけれども、検討委員会の任期は来年の7月15日までであるという中で、聞くところによると、今年中には一定の方向性を取りまとめるということなのですけれども、じっくり期間を使って検討していくべきではないかと思っておりますけれども、この点はどうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

委員をお願いするに当たっては、当面1年間ということをお願いをしております、議論の内容によっては、2年、3年かける場合も、必要があればそうしていくこともあるかと思

いますけれども、一応の目途としましては、例えば指定管理にするとすれば、いきなりできるものではありませんので、指定管理でいくとなれば、来年度募集をかけて、再来年度からのスタート、一番早くてもそうなりますので、そういう部分では、この1年、今年度である程度の方向が出れば、それに従って行動を起こしたいと思っているところではありますが、なかなか決定というか、方向が出なければ、もう少し時間をかけていくということも十分あり得るかと思っております。

**○議 長**

吉岡信弘君。

**○吉岡信弘議員**

分かりました。

委員会の第1回目の中で、先ほども町長の話ありましたけれども、町民の中からも意見を聞いた中では、フードコートの必要性という意見があったという中で、現在のスペースを見た中で、そのような余裕があるようには見えないのですけれども、そこら辺はどう考えていますか。

**○議 長**

黒川町長。

**○黒川町長**

フードコートがあつたらいいという意見は当然ありますし、フリーマーケットということも出てますの、そうするとある程度の広さが必要だということでは、そういった意見を踏まえて道の駅をつくったところは、そういうふうにはできていると思います。ただ、うちはキャパシティが決まっている中でやるということでは、これは意見ですので、聞いておきまして、将来もし建てるときには、しっかりしたフードコートをつくろうということも入るかもしれません。今ある中でやろうとすれば、フードコートとは言えないかもしれませんが、飲食コーナーみたいなもので、フードコートの役割を持たすといったことも考えられるかと思えます。いずれにしても飲食がないのは駄目だよねという意見、あつてほしいという意見は多かったと思っております。また、ソフトクリームなども人気があるのもっと出すべきだと、そういった意見は出ておきまして、今のキャパでできる部分と、将来に向けて考える部分ということで整理をしていきたいと思えます。

**○議 長**

吉岡信弘君。

**○吉岡信弘議員**

今のフードコートの関係です。飲食ブース、フードコートのような大きなスペースが取れないという中で、飲食ブースを設けられればという話なのですけれども、仮にそうなったときのお願いなのですが、よその道の駅というのは大体郊外型なのです。大樹の道の駅は、後から道の駅としてなったという中で、市街地にあるということなのですけれども、周辺には飲食店あります。そういう面と競合をしないような形で、そういうことを配慮する

ことが必要だと思いますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

飲食店との競合という部分は、配慮が必要かどうかというのも含めて協議はしていくことになるかと思いますが、過去に、道の駅をつくったときは、競合に関して、非常に足かせがあったように私は聞いておまして、やはり周りの店に気を使って、飲食はやめるとか、生鮮は扱うとか、そういったことがあったように聞いておりますので。

ただ、先ほど言いました体制強化で、仮に一般の商店の方、あるいは個人経営主の方がやる場合には、競合するものをわざわざやることはないのかもしれませんが、ある程度やはりリスクを持ってやることになると思いますので、町の補助金がどうなるかという部分もありますけれども、町の補助金がなければ全く口は出さないかと思いますが、町の補助金が入る中では、一定の配慮というのは必要になってくるかもしれません。その辺も十分協議していきたいと思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

指定管理という話を進めていきたいという中でございますので、そうなれば町からのお考えが出るようになるかと思えます。なるべく目玉となることと言われておりますので、競合しない中で新しいものを見つけていただきたいと思えます。

魅力アップの関係ですけれども、どうしてもコスモール大樹に寄ってみたいと思わせるということを考えていかなければならないということで、検討しているという中で、例えば、今、町長が言われましたソフトクリーム、私も行って見えていますけれども、結構注文されているという中で、目先を変えて、例えば一つの考え方なのですけれども、ソフトクリームを2倍にしたものを出せるなら、そういうものもメニューに加えると。何かあるものを、方法や発想の転換も大切にして考えるべきだと思いますけれども、そういう考え方も必要かと思えますけれども、どうでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

意見として、今やっている内容で、例えばこういう商品を扱ったらいいとか、ソフトクリームはこういうふうに出したほうがいいのかというのは、意見として申し上げることはできるかと思えます。いろいろアイデアは出ますので、ソフトクリームののぼりを出して外にアピールするべきだとか、そういった意見も前に町民の声としていただいたこともあります。そういったことは逐次、今やっている方に伝えて、取り入れられるものは取り入れてもらうというようなことでやっていこうかと思えます。今言われたようなアイデ

アというのは、今後にもいきますけれども、今やっている方にはお伝えをするということになって、そのとおりやるかどうかは、今やっている方の判断ということになるかと思えますけれども、今後に向けて、そういった意見というのは大事にしていきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

ソフトクリームは一つの事例として言ったのですが、今あるものでも販売方法や発送の転換で、何か工夫していけば変えられるものもあるのではないかということの事例でございます。

そこで、ちょっと分からないでお聞きしたいのですが、コスモール大樹の商品の代金の決済方法、お金の流れですけれども、業者が納品してから業者に代金が支払われるまでの流れについてお聞きしたいのと。また、期限切れの商品の取り扱いについてはどのようにしているのかお伺いします。分かれば、分からなければしょうがないのですけれども、分かれば教えていただきたいと思えます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず、商品の流れといいますか、扱っている商品につきましては、買取りで決済するものと、委託販売ということで、売れた分で、残りはお返しするというような決済方法の2種類がございます、買取りの分で期限切れした分とか、そういった内容については私の方では把握してございません。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

2種類の流れがあるという中でございます。コスモール大樹、先ほどから言っていますけれども、面積が狭いという中で、販売の量も限られております。限られたスペースで、今度は、小さいなりに飲食ブースをとということですが、それでもあの中でそれを設けるとなれば、また面積的なこともありますので、商品の選定とか、今後、商品の配置や陳列棚の検討なども必要と考えられます。また、売れない商品がある場合に納入業者に、買取りと買取れないものもあるという中で、納入業者にPOP等をつけてもらって、工夫を促して、一定の期間を設けた中で、販売が伸びない商品から新規の商品に切り替えていくということも必要でないかと思えますけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議 長

吉岡議員、商品とかを入れるというのは商工会の考え方なので、あくまで設置者だから、その辺を踏まえて再質問してください。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

魅力アップの面で、コスモールの中ではこういう商品を売っているところがあるわけですから、それが売れるようにならないと、来た人を買ってもらえないと意味はないので、そういう意味で魅力アップを図るという中で、そういうことも必要でないかと思えますけれども、どうですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

商品の選定、売れるものをそろえてという意味ではないと思いますが、それでよろしいですか。商品につきましては、今、運営している商工会、TMOが運営しております、私も買い物に行きますけれども、大変工夫されて、また、地場で手芸品とか、食べ物ばかりでなく、そういったものも取り入れながら魅力アップにつなげていこうという努力を私は感じております。頑張っていると思っております。商品につきましても、人気の商品というのは結構あります。町内に限らないものもありますけれども、近隣町村のものもありますが、そういった部分で頑張っているなどと思っております。さらなる努力が必要だという部分のご指摘かと思えますけれども、その辺はお伝えをしながら、また魅力アップ委員会の中でも、こういった商品がいいのかと、特に引きつけるもの、道の駅によっては、昆布だしをメインに、そればかり売っていると、お客さんが来たら必ず味見をさせて、1本は買ってもらうのだという道の駅もあるように聞いております。そういった何か推しの商品というのが必要かと思えますので、共に考えていきたいと思えます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

天馬街道を行き来する管外ナンバーの車が大樹で結構滞在されておまして、大樹町にも恩恵があると思えます。現在、工事が進められております広尾町に向けた高規格道路の延伸、忠類、大樹と大樹間の整備、令和9年、間近ですけれども、完成予定ということでございます。

また、この区間が完成すると、大樹インターチェンジから乗り降りする中で、大樹のコスモールに寄りなくなってしまうのではないかという心配が一つするわけです。また、将来、インターチェンジまで開通すると、ますます大樹を通過してしまうのではないかと懸念しています。

どうしても大樹町の道の駅に寄りたいたいと思っただけの目玉商品となるものが必要だと、これは検討委員会でも言われていることですし、管外の集客力の道の駅を視察ということで、目玉商品を探っていきたいという中でございます。

そんな中で、管内的に見ますと、農林水産業、ほとんどどこも同じようなことで……。

○議 長

吉岡議員、要点をまとめてください。

○吉岡信弘議員

目玉づくりは大変だと思います、そういう中で。他の道の駅の視察調査に当たっては、大樹独自のものを見つけるという視点が一番大事だと思いますけれども、そこら辺のことに 대해서는どう考えていますか、お伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先進地の視察というのを計画しております、いろいろ見てきますので。その中で、どういった売り方をしているのか、どういった地域の産物を販売しているか、販売の仕方も含めて、あるいは商品開発も含めて、そういった好事例があればぜひ取り入れたいと思いますし、委員の皆さんも、そういった視点を持って視察に行ってもらいたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

時間が大分過ぎています。最後の質問にさせていただきます。

ぜひ町長に頑張ってくださいというお願いも兼ねての質問なのですが、雪印メグミルク株式会社大樹工場で製造している乳製品の一つにさけるチーズ、いわゆるストリングチーズがあります。このストリングチーズ、道の駅コスモール大樹だけで販売していただけるストリングチーズをつくってもらえればと思います。これが実現すれば、世界で一つだけの味わいのストリングチーズをコスモール大樹だけが扱うことになります。これは集客力アップの目玉商品になると考えます。ぜひ町長の賛同を得たいと思いますけれども、何とかお願いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

雪印の工場が大分大きくなりまして、生産能力も向上しているということでもあります。残念ながらゴーダチーズ等々のバリエーションは狭くなりまして、ゴーダチーズを作らなくなりまして、ストリングチーズとカマンベールチーズ、何種かに特化しているということでもありますので、さけるチーズにありましては、ふるさと納税の返礼品にもなっているのですが、全国でもあまりにもポピュラーで、あまりお土産にならないみたいなどころがありまして、言われるように、今、香りを挟んだカマンベールというのが、「大樹物語」ということで、大樹の道の駅だけで販売をさせていただいております。そういうような、さけるチーズでそれができないかというようなことは、雪印との懇談会の中で尋ねてみたいと、可能であれば、ぜひお願いしたいというのは言ってみたく思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

大樹町にある工場、「23字削除」今、最後の建設の追い上げをやっているのかと思いますけれども、社会貢献活動、大樹にある工場として、大樹町に貢献していただくという中で、道の駅だけでは採算が合わないという中であれば、ふるさと納税の返礼品、あるいは贈答品にも入れていただくという中で、一般の日常市販されているのは大樹の道の駅だけだと、ここでしか買えないのだと、市販は。そういうものと考えて、ぜひ高校生、中学生の中で味の関係も検討していただければ、ぜひそういう観点から、町長から雪印のほうに検討していただくようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

再開に当たり、午前中の一般質問の中で、吉岡議員から発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

私の午前中の一般質問の中で、雪印に関することを発言いたしました。その中で、ストリングチーズの大樹工場への集約、統合と言ったつもりでございましたけれども、そういう趣旨で話すべきところを、中標津工場の統合と言ってしまったということでございます。大変誤解を与える発言でありましたので、この場で陳謝させていただきたいと思います。

併せて、会議録の削除をお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。よろしくをお願いします。

○議 長

それでは、お諮りします。

吉岡議員から謝罪と削除の願いが出ております。これでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長

削除することに決めました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、さきに通告いたしております公共施設のゼロカーボン政策の取組について質問いたします。

町の施設の暖房は、役場庁舎を中心としたスマート街区関連施設以外は、ほとんどがいまだに化石燃料の重油や灯油に依存しています。令和4年1月にゼロカーボン宣言をした大樹町は、可能な限り二酸化炭素排出削減を実践すべきであり、化石燃料の代替燃料となる木質チップ等のバイオマスエネルギーや再生可能エネルギーの利活用が急務であると考え、次の点をお伺いいたします。

1点目、暖房に重油を使用する公共施設数と年間の使用量について。

2点目、暖房機具設備を変えずに、重油からバイオディーゼル燃料、バイオディーゼル100%に切り替えることで二酸化炭素を削減できますが、この切り替えの考えについて。

3点目、町内施設における木質チップボイラーの導入計画について。

4点目、町内の家畜排せつ物由来のバイオマスエネルギー（LBM）における現在の進捗状況についてお聞かせください。

よろしく願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

寺嶋議員ご質問の公共施設のゼロカーボン政策の取組についてお答えいたします。

1点目、暖房に重油を使用する公共施設数と年間の使用量につきまして、重油を使用している公共施設は6か所。令和5年度の年間使用量は約30万リットルとなっております。

2点目の重油からバイオディーゼル燃料への切り替えの考えにつきまして、使用済み天ぷら油などの廃食油を主な原料としているバイオディーゼル燃料は、カーボンニュートラルな燃料として、二酸化炭素排出量が抑制され、管内でも軽油の代替としてバスの燃料などに使われているところであります。

公共施設のボイラーについては、化石燃料から再生可能エネルギーに切り替えていく必要があると考えているところであり、今後、バイオディーゼル燃料に切り替えた際の供給面やコスト面、ボイラーへの適合などについて調査していきたいと思っております。

3点目の町内施設における木質チップボイラーの導入計画につきましては、町では平成

26年度に木質チップボイラー導入計画を策定し、平成27年に晩成温泉、令和4年に役場庁舎周辺の公共施設スマート街区に木質チップボイラーを導入してきたところであります。

計画では、川南地区に2か所導入することになっておりますが、今後の公共施設の配置などと合わせながら、木質チップボイラーを含めた再生可能エネルギーの活用を検討してまいります。

4点目の町内の家畜排せつ物由来のバイオマスエネルギーにおける現在の進捗状況につきましては、町内の2牧場のプラントからバイオガスを集め、帯広市内で液化バイオメタン(LBM)を製造しているエアウォーター株式会社と、液化する前のバイオメタンガスを公共施設等の燃料に活用することについて、現在、検討・協議をしているところでございます。

#### ○議 長

寺嶋誠一君。

#### ○寺嶋誠一議員

ご答弁ありがとうございます。

私の試算でいくと27万リッターか、そのぐらいかと思っ、大体30万リッターということになりますけれども、今お聞きした中で。これを単純にリッター当たり2.63キロが排出量削減の数値になります。これを計算すると約789トンが削減になる。ただし、これ100%利用した場合の削減量になりますし、何が言いたいかといったら、数字的にこのぐらい削減しているのだというのは今求められているのではないかと私は考えていますので、それで再度お聞きしました。

さらに加えて、実は、重油をバイオディーゼルに切り替えるときに、今かなり急務で、航空燃料に回る可能性が非常に高いのです。正確的にはサフ(SAF)というのですが、実は、廃食油から燃料をつくって航空燃料に使っていこうという方向が大々的に聞いております。

多分この流れでいくと、相当需要が高くなってきて、燃料だけ変えてCO<sub>2</sub>削減を図れるということが非常に難しくなってくるのかというような懸念もあって、再度お聞きしたところなのですが、この辺のことを、ちょっと繰り返しになるのですが、その辺の危機感といいますか、前向きなご答弁だったので、できる限りいろいろな、ボイラーの適用性とかコスト面とか、いろいろな課題はあると思いますけれども、前向きにやるところはやっていくというご答弁であったかということをご確認したいのですが、よろしいですか。

#### ○議 長

黒川町長。

#### ○黒川町長

サフに回るというのは十分承知しているといえますか、航空燃料「飛び恥」と言われるように、大量のCO<sub>2</sub>を出しているということで、早急に再生可能エネルギーに切り替えていきたいという動きがあること承知しております。

そういった部分では、取り合いになる部分もあるかと思うのですが、あるいは植物由来で、プランクトンで燃料を製造するというのもどんどん発展している、どんどん広がっ

てきていると思います。食用油と、それから植物由来でつくる燃料が求められていると認識しております。

一方、私どもの公共施設の燃料としては、例えば病院ですとか、まだ重油をたいております。そういったところの燃料については、後ほどの木質ボイラー導入計画にもあるのですが、川南のB&Gあるいは保育所等々がある施設群と、それから病院と特養、らいふがある施設群があって、そこに木質ボイラーを導入しようというのが、平成26年に策定した木質チップボイラー導入計画であります。これらも施設の更新等に合わせたタイミングでということ、導入も検討していくということになっておりますが、木質ボイラー計画だったので木質ボイラーなのですが、木質ボイラーに限らず、再生可能エネルギー、ほかのものもいろいろ出てきておりますし、燃料の機械もいろいろありますので、その辺も含めて幅広く物を考えていきたいと思っております。食用油の部分も含めて、どの燃料で、どの再生可能エネルギーで導入していくのがいいのかということも含めて検討していきたいと思っております。

また、先ほど答弁の中で出ておりますけれども、エアウォーターと検討も進めているところもありますので、そういったものも含めて検討していきたいと考えております。

#### ○議 長

寺嶋誠一君。

#### ○寺嶋誠一議員

前向きなご返答をいただいて、どんどんやっていくべきかと思うのですが、実は昨年3月に、大樹町の生涯学習センターでゼロカーボンについて、宇山さんという方が講師として講演されました。その中で、あえて、ご存知かと思っておりますけれども、CO<sub>2</sub>削減というのは、排出をゼロにしようという考えなのですが、実は排出している排出量と、大樹町は7割ほど森林面積がありますので、吸収するものを差し引きゼロにするという考えです。ですから、何でもかんでも排出しているのは悪いという考えではないのですが、どちらかにシフトを置くかです。排出を削減したほうがゼロにより近くなっていく。もしくは森林整備、管理をすることによって、また吸収力を上げるということにもつながるかということで、先ほど町長の答弁にもあったとおり、やはり木質チップの材料源といいますか、これは非常に大事だと。

過去に私がこれについて質問させていただいたときに、いろいろ調べますと、樹齢40年がピークで、その後、後退していくと、吸収力が弱まってしまう。ですから、定期的に伐採をして、それをチップ化して燃料に使用するという考えが最も効果的なリサイクルになっていって、さらには排出量も削減できるということで、ただし、課題は、多分チップボイラーのコストというのは結構大変なのかという感じはしますけれども。

先ほど、具体的に質問しようと思ったら、町長が、川南のB&Gや保育所や病院のほうにそういうボイラーを2か所入れてやっていくと言われていましたので、ぜひその辺のところを進めていただきたいと私は考えております。

あと、先ほどの答弁にも若干あったのですけれども、やはり宇山さんの講演の中で、大樹町の使用エネルギーの約10倍の再生エネルギーのポテンシャルがあると。これは、多分もう調べて分かっているはずなのです。ただ、それが実際にまだ実用化されていないということが非常に問題であるということが指摘されておりました。再エネ資源の地産地消を進めるということが、脱炭素と地域活性につながると私は考えていますので、やはりこのメリットをどんどん振興させないとならないのかと私は考えていますし、それには、先ほど町長言ったバイオメタンガスの公共施設への燃料供給、ここら辺は、具体的に大分計画としては進んでいるのでしょうか、お聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

バイオメタンガスにつきましては、今回のご質問は公共施設なので、ちょっとそれるかもしれませんが、民間でロケット燃料として使いたいということで、実際、燃焼試験にも使っております。これは液化でないと駄目なので、わざわざ大樹からガスの状態で帯広に運びまして、帯広のプラントで液化して、大樹のロケットに使っているという状況もあります。ロケットばかりでなくて、よつ葉乳業にも提供していますので、大樹のガスが帯広で液化になって、よつ葉乳業に提供しているという流れになっております。

他方、ロケットは液化でなければ、液でなければ絶対駄目なのですけれども、施設のボイラーに燃やすときには、一旦液になったものをガス化して燃やすのです。ということは、ガスで持って行って、そのままでも燃やせるわけです。あれは実証プラントなので、液化してやっていますけれども、液化をすると値段が10倍だと。ガスだと、普通の都市ガスの3倍、3倍と10倍の違いがある。液化すると物すごく高くつくのだということなのですけれども、それであれば3倍であるガスで使える方法というのは十分ありますので、現在は、これも民間の話ですが、雪印の大樹工場も都市ガスに切り替えております。LNGが入っておりますので、そこにバイオメタンを供給することは、混焼する、混ぜて燃やすことは可能ということで、今後そういった取組をすると聞いておりますので、ガスで供給するという事も進むのかと思っております。これは、公共施設ではないところの話ですけれども。

公共施設にあつては、2年ほど前に、火葬場の燃料にバイオガスを使えないかということで実証実験をやりました。その成績が非常に良かったので、ぜひ使いたい、使えないかと思っております。ただ、問題は、全部バイオガスでやるのかというと、バイオガスの供給体制が整ってない。安定供給が難しいところでは、都市ガスをメインに、都市ガスに混焼する、あるいはちょっと違った部分で使うというような使い方、一部バイオガスという使い方になるかと思うのですが。都市ガスを使うに当たって、ガス屋と今、協議していますのですけれども、都市ガスを使うと、都市ガスは液体できます、LNGで。その液体を入れておくタンクが必要になってきますので、都市ガスですと、でっかいタンクに入れて、ガス管で家庭に配っていますけれども、郡部になりますとそれができないので、スタンドアローン

になってしまいます。一つの施設に1個タンクを置く。このタンクが物すごく高く。また、わずかな量を供給できるかという、これまたある程度まとまらないと供給体制も組めないということもあって、その辺、何かいい方法はないかということで今、検討を進めております。

いずれにしましても、公共施設をこれからやる中で、再生可能エネルギー、バイオガスだけとは言いませんが、バイオガスを中心に、バイオガスが使えるような体制にならないかということを今検討しております。同じように、施設の冷暖房に使おうとしますと、これからの施設は冷房も考えなければならないので、冷暖房に使うとしますと、ガスヒートポンプというのがありますので、今、役場もヒートポンプを使っています。ガスのヒートポンプというのがありますので、それが都市ガスのものであれば、バイオガス等の併用もできるということで、ヒートポンプを導入したいのですけれども、先ほど言いましたLNGを入れておくタンクが1個1個必要になってくるので、この辺り、供給体制とコスト高を、何かいい方法がないかということで、今、ガスメーカーとも協議をしているという状況であります。

#### ○議 長

寺嶋誠一君。

#### ○寺嶋誠一議員

実にLNGの使い方というのは、いろいろな意味で安全上とか、今、町長が言われたとおり、コンパクトに使おうと思ってもなかなか難しいという課題もいろいろあるかと思えますけれども、これは、たしか今年でしたか、再生可能エネルギー、大樹町でも今、再生可能エネルギーの導入について、そういうものを検討されていると思いますので、似たような形で進んでいくのかと私は感じております。

再度、改めて、ざくっと言いますと、2015年にパリ協定で、2030年までには半分、2050年までにはゼロにしようという世界的な目標がありました。このときに一番鍵になる数字としては1.5度です。この1.5度の上昇を抑えましょうということで、非常に私は印象に残っていて、その1.5度に、現時点で試算すると1.1度上がっているらしいのです。ですから、あと0.4度しかないのです。この上昇を抑えなければいけない、1.5度上がった時点のことをティッピングポイントと言うのですけれども。

実はそのティッピングポイントを超えてしまうと、もう元に戻らないようなことを危機的な形で聞いております。皆さんお聞きになっている部分のいろいろなそういうものが発生するのではないかと、こういうことになっていますけれども、やはりここを、こういう状態に行かないように、今、近年異常気象である、猛暑や豪雨だとか、片方では干ばつとかいろいろあります。これをまず、脱炭素プラス我々の環境を考えなければいけないという、真剣に取り組まなければいけないという価値観や意味を醸成しなければいけないです。町民の皆さんにいろいろ知っていただくようにしなければいけないと思うのですけれども、そこら辺、町長どうですか。どのような方法で町民の方々に、この辺のことをお知らせするのかということをお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

再生可能エネルギー導入に当たって、再生可能エネルギー導入計画というのを策定しております。その策定する中で、北大の先生にアドバイスをいただいておりますが、その中で先生がおっしゃっていたのは、環境問題を身近に皆さんで、町民と共有することが非常に大事です。環境問題で集まって話をするのではなくて、ふだん、例えば青年の方々が集まったり、奥さん方が集まったりするところで、こういう環境の話をして、身近に環境の問題を共有するという活動が非常に大事だということが指摘されておりました、言われておりましたので、そうだとは思っているのですけれども、具体的にやっているかということ、まだまだという部分もありますので。

今言われたように、実はかなり危険なところまで来てるという、今やらないと大変なのですということの共有化というのは必要だと思いますので、広報を通じてというのもそうなのですけれども、私も未来共創会議とか、懇談会をやりますので、そういった中でもこういった話、うちの話なんかもするのですが、地球温暖化の話もぜひやっていきたいと思えます。

○議 長

寺嶋議員、先にちょっと伝えます。要点をまとめてお願いしたいのと、質問事項が多少ずれているので、再度、再質問でお願いいたします。

寺嶋議員。

○寺嶋誠一議員

申し訳ございません。質問の趣旨がちょっとずれたというご指摘がありましたので、最後に、私は、まず今進めなければいけないのは、脱炭素と温暖化対策というのは表裏一体で、一つでなっているのではないかということと考えていかなければいけないということで、先ほどちょっと言ったのは、大樹町、再生可能エネルギーの導入計画も私もじっくり読ませていただいて、やはり町民と行政と事業者が一体となって、総合的に対処してやっていかないとうまくいかないのかと思っていますし、今日の質問のご答弁にあつたとおり、積極的に前に進めていくということをお聞きしましたので、切にその辺のスピードを上げてやっていただきたいことをお願いして、私の質問は終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議 長

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

さきに通告してありました1点について、町長に質問をいたします。

農業（酪農、畑作）の生産資材高騰対策についてお伺いいたします。

町の基幹産業であります酪農、畑作の生産資材が高騰し、農業に大きな影響が出ていると

聞いております。生産資材高騰は農家所得の減少につながると考えております。

そこで、次の点について質問いたします。

現在、町が行っている生産資材高騰対策は、何を行っているのか、お伺いします。

そして、さらに手厚い対策を行う考えはないか、お伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員の質問の農業（酪農、畑作）の生産資材高騰対策についてお答えいたします。

1点目の現在町が行っている生産資材高騰対策については、令和4年度に国の臨時交付金を活用しながら、農業生産資材等の高騰に対する緊急対策として、150戸の農業経営体を対象に、5,000万円規模の対策を講じた経緯がありますが、今現在、資材高騰対策として実施している事業はなく、生産性の向上や経営体質の強化を目的とした生産基盤整備や後継牛などの資源確保に取り組んでいるところでございます。

2点目の、さらに手厚い対策を行う考えはないかにつきましては、農業経営に影響が大きい肥料や飼料などの価格は、一時より若干下がっておりますが、依然として高値が続いております。今後の支援策につきましては、国や道の動向や経済情勢を見ながら、状況に応じて関係機関と協議をしていきたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町長の、まず1点目の答弁ですけれども、現在、かつて令和4年度のコロナのとき、臨時交付金でいろいろ行って、5,000万円という、1戸当たりには相当大きな金額になるかと。そうは言っても、今の農業経営規模からいくと多いとは言えないと私は思うのですけれども。

そこで、特に町はしていないけれども、生産経営体質の強化を目的とした生産基盤整備と言うけれども、具体的に何をしているのか。あるいはまた、後継牛の資源確保と言うけれども、これは乳製品余りで牛乳を淘汰したと。そしてまた、今、乳製品が足りない、輸入しなければならないという繰り返しです。こういうことに対して、もっと農家に対して手厚い対策は急いで必要だと考えているのです。2番目の、国や道の動向、経済情勢を見ながらと言うけれども、もう既にそういう状況に来ているわけですから、具体的に関係機関と協議に入っているのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

具体的な整備内容のご質問かと思いますが、まず、生産基盤整備、こちらにつきましては、大樹町内の草地整備、造成、安定整備などを計画的に行うことにより、飼料生産確保の低減

を図るとともに、酪農・畜産経営の安定を図るということを目的にやっております。こちら、北海道農業公社が実施する補助事業で、関連で行っているところでございます。

もう一つ、後継牛の資源確保の取組につきましては、こちらにつきましては、黒毛和種の優良雌牛の保留対策事業、こちらは農協と共同で行っております。黒毛和種の繁殖農家の経営安定と繁殖基盤の強化を図るために、繁殖雌牛の更新並びに優良遺伝子資源の確保を目的とした事業でございます。

国でも現在、畜産・酪農経営安定化対策として、加工原料乳生産者補給金など、畜種ごとの特性に応じた対策も行っております。

長期化する飼料高騰を踏まえて、国のほうでも飼料増産の安定供給対策も行っておりますので、その辺を踏まえながら、また関係機関と協議しながら、今後もいろいろ考えていきたいと考えています。

#### ○議 長

志民和義君。

#### ○志民和義議員

基盤整備というのは、直接農家の所得にはつながらないけれども、農地を整備して収量が上がって、農家の所得も間接的に上がっていくという、国の政策がそうなのです。直接、価格補償でなくて、基盤整備につけるということで、それは私も否定はしませんけれども、大事なことと思います。農道整備にしたって、砂利道でなくて舗装にさせていただくと、スムーズにトラクターや農業車両、関係車両も走って、燃費も減るということですから、それはもう私は否定はしませんけれども、やっぱり直接効果のあるような対策も重要だと考えているのです。

農業団体あたりは、相当なこと、ホクレンなんかではもう既に生産資材高騰に対する、今後の農業経営についてということで、いろいろなことをやっています。ここで私が細かく言ったら時間が幾らあっても足りないから言いませんけれども、農道整備を初め、あるいは、なるべく安い肥料を買うようにとか、それはもう農家の皆さんがやっていることなので、既に。あるいは、輸入、円安でもって、ここに来ているわけですから、高止まりになっているというのは、今から十何年前から見たら、グラフを見ると、まさに高止まりです。それから、特に一番上がっているのが農業機械ですから。

#### ○議 長

志民議員、要点をまとめてお願いします。

#### ○志民和義議員

農業機械は特に上がっているのです、それに対する補助というのは、直接私は、一番最後に、関係機関と協議していきたいということで言ったけれども、そこに尽きるかと。農業関係の場合は、上がったから、売るものに対して、自分で価格を決められないという根本的なところがあるわけです。だから、直接国に、あるいは、関係機関に要望してほしいということなのですけれども、その点についていかがですか。再度、お願いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

直接的に速攻性のあるものに関しましては、先ほど言いましたように、5,000万円の援助をしたと。あのときは急激な上がりでしたので、特にそういう対策を取ったということではありますが、それをずっとやっていくということは、非常に難しいものがありますし、今、為替につきましても、国際情勢が随分変わっています。いつか百六十数円までいったのは、今145円ぐらいまで下がっておりまして、145円となると、コロナ前に近くなったのかという感じがします。ただ、それでコロナ前の価格まで下がったかという、そこまでは行っていないかと思えます。ただ、為替の分では下がっているという、円高になりましてという部分もあります。すごく短期間で動きます。大きく動く情勢であります。

そういったところで、カンフル材的に必要な措置もあるかと思えますが、先ほど言いました、長年培ってきた基盤整備というのは、やはり北海道農業、特に十勝の3,500億円を超える生産高を上げる力になっているのは基盤整備だと思うのです。そういった部分で、大樹町の生産能力を上げておくというところの基盤整備というのは非常に大事だと考えているところであります。

また、国への要望等々は今年も予定しております。酪農振興町村長会議というのがございまして、私ども、前々町長、元町長の伏見町長が会長もされていた。現在は興部町長の碓町長が会長でございますけれども、全道から集まりまして、農水省を初め、関係機関に対策を要望しているということで、昨年も参加しましたけれども、今年も11月に予定しておりますので、そういったところで強く要望してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

分かりました。全道ということですから、酪農に限らず畑作も。また、基幹産業ですから、農業に限っていない、それに関連している産業もすごく多いのです。特に十勝の場合は顕著だということが言われております。そういうことから考えても、ぜひ強力求めていただきたいと、そのことを伝えて質問を終わります。

○議 長

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣言

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

よって、本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時37分

# 令和6年第3回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月13日（金曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 決算審査特別委員会報告
- 第 3 認定第 1号 令和5年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 4 認定第 2号 令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第 5 認定第 3号 令和5年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 4号 令和5年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 5号 令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 6号 令和5年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 7号 令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第10 認定第 8号 令和5年度大樹町下水道事業会計決算認定について
- 第11 発委第 3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第12 議員派遣について
- 第13 委員会の閉会中の継続調査について

## ○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒川 豊
副町長	松木 義行
総務課長	吉田 隆広
総務課参事	杉山 佳行

企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	牧 田 護
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	水 津 孝 一
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 久 琢 磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井 上 博 樹
社会教育課長兼図書館長	梅 津 雄 二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	清 原 勝 利

<監査委員>

代表監査委員	北 林 博 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	佐 藤 弘 康
係 長	木 田 悟 史

開議 午前10時00分

○議 長

開会にあたり、安田議員から発言を求められましたので、これを許します。

安田議員。

○安田清之議員

9月3日の定例議会、令和6年度一般会計補正予算の教育費の質疑の中、不穏当な発言をいたしましたことに対し、陳謝をさせていただき、また、会議録の削除をお願いを申し上げます。

○議 長

ただいま、安田議員から陳謝がございました。

お諮りします。

安田議員から会議録の削除の申出がございました。

会議録を削除することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会議録から削除することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議 長

再開いたします。

#### ◎開議の宣告

○議 長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7 番 杉 森 俊 行 議員

8 番 西 田 輝 樹 議員

9 番 安 田 清 之 議員

を指名いたします。

## ◎日程第2 決算審査特別委員会報告

### ○議 長

日程第2 決算審査特別委員会報告を行います。

去る9月3日の本会議において、決算審査特別委員会に付託した、認定第1号令和5年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和5年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、菅敏範君。

### ○菅決算審査特別委員長

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和6年、第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

委員会の開催日は、9月10日から12日まで。

付託事件は、認定第1号令和5年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和5年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの8件であり、本委員会における審査の結果は、8件すべて認定であります。

以上、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

### ○議 長

これをもって、委員会報告を終わります。

なお、決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

## ◎日程第3 認定第1号

### ○議 長

日程第3 認定第1号令和5年度大樹町一般会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

### ○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第4 認定第2号

○議 長

日程第4 認定第2号令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第5 認定第3号

○議 長

日程第5 認定第3号令和5年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第3号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第6 認定第4号

○議 長

日程第6 認定第4号令和5年度大樹町介護保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第4号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第7 認定第5号

○議 長

日程第7 認定第5号令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第5号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第8 認定第6号

○議 長

日程第8 認定第6号令和5年度大樹町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第6号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第9 認定第7号

○議 長

日程第9 認定第7号令和5年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第7号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第10 認定第8号

○議 長

日程第10 認定第8号令和5年度大樹町下水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

#### ◎日程第11 発委第3号

○議 長

日程第11 発委第3号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

経済常任委員会委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第3号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書については、北海道町村議会議長会並びに北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から意見書提出の要請を受け、9月3日に委員会を開催して審査した結果、森林整備の推進は重要であり、本町の林業・木材産業に深く

関わりがあるものと判断し、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

なお、意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てであります。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり採択とすることに決しました。

## ◎日程第12 議員の派遣について

○議 長

日程第12 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま、議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第13 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和6年第3回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時22分